

教育民生常任委員会
予算常任委員会教育民生分科会

（平成24年6月20日）

樋口博己委員長

おはようございます。

少し時間前ではございますけれども、豊田委員は通院のためおくれるということで、土井委員は午前中所用のため欠席ということでお聞きしておりますので、少し早いですが、教育民生常任委員会を再開させていただきたいと思います。

冒頭、一昨日は教育委員会で審議が途中でしたけれども、審査の都合上、福祉部を朝一から入れさせていただいて審議を進めてまいりたいと思います。きょうが予備日で、きょう中にすべてが終わる予定ですが、できれば少しでも早く終わりたいなという思いはありますが、皆さんの熱心なご議論をいただきながらしっかりと審議をさせていただきたいと思います。

日置記平委員

お昼までの予定。

樋口博己委員長

できることなら午前中にでも終わりたいと思っておりますけれども。

土井委員、豊田委員におきましては、福祉部からさせていただくということは事前に了解をいただいておりますので、そのまま進めさせていただきたいと思います。

そして、お手元に、一昨日、市立病院への資料請求がございました資料、整いましたので、お手元にお出ししてありますので、またご確認をお願いしたいと思います。

それでは、福祉部から審査を進めたいと思います。

それでは、市川部長、ごあいさつをよろしく申し上げます。

市川福祉部長

福祉部長の市川でございます。

今回、福祉部は、議案第63号の一般会計補正予算につきましては、二つの事業をご審議いただきたいと思います。

それから、別途、申しわけないんですけれども、県地区の社会福祉事業用地の有効活用

につきまして協議会のほうもお願いしておりますので、委員の皆様におかれましては、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

議案第63号 平成24年度四日市市一般会計補正予算（第1号）

歳入歳出予算の補正

歳出第3款 民生費

第1項 社会福祉費

第2項 児童福祉費

樋口博己委員長

ありがとうございます。

それでは、予算常任委員会教育民生分科会といたしまして、議案第63号平成24年度四日市市一般会計補正予算（第1号）、歳入歳出予算補正、歳出第3款民生費、第1項社会福祉費、第2項児童福祉費、2項にわたってあわせて説明をお願いしたいと思います。

村上福祉総務課長

おはようございます。福祉総務課の村上でございます。

お手元に予算常任委員会資料福祉部をご用意させていただいております。こちらに基づきご説明をさせていただきます。

補正予算書のほうは、16ページ、17ページになります。

それでは、資料1ページをごらんいただきたいと思います。

今回、民生費では2件の補正をお願いしてございます。一つが社会福祉費、社会福祉総務費の地域支え合い体制づくり事業補助金、もう一つが児童福祉費、児童福祉総務費の子ども手当・児童手当給付事務費でございます。2件合わせまして補正予算額につきましては、1961万1000円となっております。

それでは、それぞれの事業につきまして次ページからご説明をさせていただきます。

2ページをごらんいただきたいと思います。

まず、地域支え合い体制づくり事業補助金でございます。

この事業の目的でございます。1番でございますが、三重県が実施要綱、交付要領を定

めております。地域支え合い体制づくり事業補助金を活用して、新規に立ち上げる事業に対して補助金を交付し、高齢者、障害者等に対します地域における日常的な支え合い活動の体制づくりの推進を図るものでございます。

この補助金につきましては、当初、平成23年度限りの制度として実施されました。四日市市も昨年度8事業を実施してございます。今年度、県から平成24年度も実施する旨の通知がことし2月下旬にございまして、当初予算に間に合わず、今回、補正でお願いするものでございます。

今回の関係団体への募集案内につきましては、議会の皆様からのご指摘も受けまして、23年度案内いたしました社会福祉法人、NPO法人、地区社会福祉協議会のほかに地区連合自治会へもさせていただいております。結果8団体から応募がございました。既に県との協議ですべてについて内示を受けておりまして、今回、補正計上をさせていただいたものでございます。

2の内容でございます。対象となる事業、それから実施団体名、補助金額については記載のとおりでございますけれども、3ページのほうにそれぞれの各団体の事業概要がございますので、3ページの事業概要のほうでご説明をさせていただきたいと思っております。

1番、富洲原地区社会福祉協議会、2番、羽津地区社会福祉協議会、3番、四郷地区連合自治会、4番、内部地区連合自治会の事業につきましては、それぞれ購入する物品については若干の差異はございますけれども、それぞれの団体が地域の高齢者世帯などに冷蔵庫で保管できる医療情報などを記したハードを入れる容器などを、直接訪問し、お声がけをしながら配布していく中で、地域での見守り体制、また、支え合い体制を構築していくものでございます。

5番のNPO法人下野いきいきネットの事業でございます。こちらは、平成24年、ことしの2月に地域住民中心に立ち上げられたNPO法人でございます。高齢者等が住みなれたまちで楽しく暮らしていけるよう、ふだんの生活の困り事への手助けを支援する暮らしのお手伝い事業を立ち上げるものでございます。

6番、保々地区連合自治会の事業でございます。こちらは、高齢者みずからが地域の高齢者の見守りの担い手のなるべく会員を募りまして、ピンピンコロリ保々、仮称でございますけれども、こういった組織を立ち上げまして、ピンピンコロリ運動とひとり暮らし高齢者等の日常生活の支援活動を実施していくものでございます。具体的な支援活動の内容でございますけれども、地域の高齢者の見守り、また、買い物とかごみ出しなどの代行な

どを想定されてございます。

7番、三重地区社会福祉協議会の事業でございます。こちらは、認知症高齢者やその家族を地域全体で支える体制づくりのため、認知症サポーターの要請等を行うものでございます。

8番、三重地区社会福祉協議会、三重北校区支部の事業でございます。こちらは、現在、三重北小学校区の3カ所で実施されておりますサロン活動にこの社協支部が認知症の改善に効果があるとされておりますタッチケアの技術者を派遣いたしまして、そのケア技術の定着を図る中で新しい支え合い体制づくりを図るものでございます。

もう一度2ページへ戻っていただきます。

3番の補正額でございます。以上の8団体の合計で811万1000円の補正をお願いするものでございます。

なお、財源につきましては、全額県支出金を充当いたします。

あと、補正でございますけれども、現在、6月補正でご審議をいただいている最中でございますけれども、今月、6月に入りまして、県のほうから24年度の第2次募集を行う旨の通知が先般ございました。各関係団体、また、庁内各所属に対しまして、県内各市町の採択された事例の紹介もあわせまして、取り急ぎ案内をさせていただいております。また、応募がございまして、県との協議次第で再度8月定例会議会におきまして補正をさせていただくこともございます。よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、4ページでございます。

子ども手当・児童手当給付事務費でございます。

この手当の給付の目的でございます。

1番でございますが、家庭等におけます生活の安定に寄与するとともに、時代の社会を担う児童の健やかな成長に資するものでございます。

児童手当法の一部を改正する法律がことし4月1日から施行され、これまで平成22年度、平成23年度と支給してございました子ども手当から4月から児童手当を支給することになりました。この改正法の公布が3月末と施行直前となったために、当初予算要求時には制度の詳細が明確になっておりませんで、今回、手当給付システムの改修に必要な経費を補正でお願いするものでございます。

2の内容でございます。ほぼ改正された児童手当法では、保育料、また、学校給食費などを受給資格者の申し出によりまして児童手当から徴収することができ、また、平成24年

度9月分の児童手当、支給の月でいいますと、児童手当、4カ月に一度支給をしますので、6月分、7月分、8月分、9月分を支給します。10月支給分からになりますけれども、所得制限が導入されます。これらに対応するため、現行システムの改修を行う必要があるというものでございます。

新しく導入されます所得制限につきましては、こちらの表にございますけれども、扶養親族等の数によりましてそれぞれ所得制限限度額が決められてございます。また、支給額でございます。ゼロ歳から3歳未満、3歳から小学校修了前、中学生とそれぞれ金額が決まっております。また、所得制限額以上であるものにつきましては、特例給付といたしまして、一律月額5000円が支給をされます。

補正額でございます。表のほうを見ていただきたいと思いますけれども、今般、システム改修に必要な所要見込み額、Bでございますけれども、1350万円、予算現額、Aでございます。当初予算でございますけれども、200万。この当初予算200万円につきましては、何らかの制度改正が多分行われるだろうという想定のもとに、一部システムの変更処理を見込み、頭出しをさせていただいておるものでございます。それで、BからAを引きまして、補正額1150万円を今回お願いするものでございます。

こちらの財源でございますけれども、こちらも県支出金を充當いたします。今回、補正額も含め、所要額全額について県支出金を充當するという事となつてございます。

なお、お断りでございますけれども、今回のシステム改修につきましては一部当初予算の計上がございますけれども、補正予算の成立を待つて行うべきところでございますが、3月末にようやく制度の概要が判明いたしまして、4月から新制度で運用しなければならないという中にごさいますして、6月、10月、2月と、年3回支給すると。児童手当を混乱なく支給できるよう早急に改修作業を進める必要があったため、5月末でございましたが、一たん給付の事業費、扶助費でございますけれども、こちらのほうから事務費へ不足額を引用させていただき、対応させていただいております。何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

樋口博己委員長

説明は以上でございます。

それでは、委員の皆様におきましては、質疑のある方は挙手にてお願いしたいと思います。

す。

山口智也委員

おはようございます。よろしくお願いします。

まず、地域支え合い体制づくり事業についてお聞きをします。

この事業の目的は、地域の力で地域住民を支えていくという、また、介護保険、公的な力だけに頼らず、民間の力を活用して地域で支えていくという重要な施策であると思えますけれども、これは今年度までの県の事業でして、今後は、もしこの県の事業がなくなると補助がなくなった場合に、本市としてのかかわる補助体制とかそういうものを考えられるかどうかというところ辺を教えてくださいたいと思います。

村上福祉総務課長

今現在のところは、私ども、総合計画がございまして。今、委員ご指摘いただきましたように、私ども、この総合計画をつくっていく中で、高齢者、障害者などが安心して地域で生活できる社会を実現していく。そのためには、今、委員おっしゃられましたけれども、公的な福祉サービスの基盤を維持しつつ、今後は地域住民、NPO、また、市民活動団体などが互いに支え合う地域福祉体制の確立が必要だということで、いわゆる共助のまちづくりというものを進めていかなければならないなというふうに思っております。総合計画の中でもそういった新しい公共というものを打ち出しまして、そういったところ辺を支援していくということも出しております。

支援の仕方にはいろいろあると思うんですけれども、今般、県のほうでこういった趣旨、私どもの市の総合計画にも沿う趣旨で補助制度ができておるわけでございますけれども、今回の件もイニシャルコスト、いわゆる立ち上げに必要な制度としてつくっております。私どもも支援の形はいろいろあるのかなというふうに思っております。財政支援だけではなくて、いろんな人的な部分、いろんなノウハウの提供等がございまして、そういったところも考えながら検討していきたいなというふうに思っております。

山口智也委員

確かに財政的な支援だけではなくて、いろんなセミナーであったり養成講座であったり、そういったところを充実していただきたいなと思っておりますし、今回、多くの連合自治会さん

なんかでも手を挙げられたということもあって、徐々に地域での支え合いの体制が、皆さん意識も高まってきておるのかなと思いますので、今後の充実をよろしくお願ひしたいと思います。

ちょっとこれは知識として教えていただきたいんですけども、今回、私も一般質問で取り上げさせていただいたんですが、救急医療情報キットを、今回、手を挙げられたところが四つあるというところで、これは危機管理室の所管の地区防災組織活動の補助のソフトメニューとしても一つメニューとして上がっているんですけども、取り組もうと思っただらこちらのほうからでも、また、今回のこの地域支え合いのどちらかでも手を挙げられるということなんでしょうか。

村上福祉総務課長

今、委員おっしゃられましたように、私ども、今回この補助制度でこういった事業が取り組まれるということに関して、他の部局で同じような事業がないかどうかというふうに見ておりました。ただ、今、委員ご指摘のように、危機管理室、それから、市民生活文化部ですか、市民文化部のほうからも地域によっては取り組まれているところもございます。

私どもの趣旨は、一定のあるエリア、それから、新規に立ち上げる事業かどうかということも県のポイントになってまいりますし、いわゆる高齢者、障害者等の地域での支え合いというところを切り口にしております。それぞれの所管のそれぞれの補助の趣旨があるかと思ひますけれども、私どもの趣旨は、一定の規模、また、新規での取り組み、また、高齢者、障害者等に対する支援というふうな位置づけで、それで、付議にかなえば県のほうに協議させていただいてというものでございます。

山口智也委員

どうもありがとうございました。

また、この地域支え合いの体制のほうをしっかりと充実のほうをどうぞよろしくお願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

以上です。

樋口博己委員長

申しおくれましたけれども、まず、社会福祉費、地域支え合いのほうを先に質疑をお願

いしたいと思います。

石川勝彦委員

まず、これは三重県の地域支援事業ということで、補助金ですよね。全額県費ということですが、補助金の扱い方。これ、ましてや県ですけれども、補助金のあり方、あるいは使い方、あるいは方向づけというもの、この辺が次につながらないことには補助金にならないと思うんですね。まして、こういう八つの事業をそれぞれ花火を上げて終わりではないわけですよね。やっぱり先細りするんじゃないで、末広がりになっていって地元で根づかなくちゃいかんわけですね。そういう事業をぜひともということで手を挙げられたわけですから、その辺の、地域はどのように考えておられるかわかりませんが、よほど市としての支援をしていかないと、県からの補助金をもらっても、先ほど山口委員のほうからもありましたが、次年度をどうするんやということですね。せっかくここまで来たのにこれで終わりなのかという。じゃ、県費から市費に変えられないのかというような問題が出てくるのかなというふうに思うんですね。これ、支え合いとか支援とか、立ち上げたらやはり継続することですよね。そういう事業ばかりで、それぞれ非常に、地域としてはというよりも、市としては地域でこれだけのことをやっていただくということは非常に力強いものがあるというふうに思うわけですが、今ずっと補助金の使い方、それから、その将来的なつながり、それから、先細りしないような体制に持っていくというような行政としての支援のあり方、この辺が補助金のあり方を充実させることにつながっていくのではないかなと思うんですね。その辺のことについてはどのようにお考えでしょうか。

村上福祉総務課長

まず、県の制度でございます。

県も明らかに、この立ち上げ時、単年度限りというふうに申しております。ただ、県もこの事業計画をご提出いただく中で、単年度限りであるけれども、来年度どういった実施方針で取り組んでいくのか。県のほうも、今、委員言われましたように、当然継続されるべきもの、その中で立ち上げ時だけ補助するという中で、でも、県としても担保するために、次年度以降どういった方針で取り組んでいくのかということも聞き取りを行っております。

市のスタンスでございますけれども、市の補助金も必ず、3年サンセットとかいろいろ

ございます。私どもといたしましては、やはり継続していくためには、先ほど山口委員にも申させていただきましたけれども、財政支援という方向もありますけれども、何らか人的であり、ノウハウの支援ということもあわせながら、今回こういった補助金で地域の活動を少し肩を押して進めさせていただくと。そういうスタンスで私どもこの補助金によって事業を実施させていただいております。お答えになっているかどうかあれですが。

石川勝彦委員

今、るる説明いただいたけれども、お尋ねさせていただいたことに答えになっていないですね。ぼやかされた形で、次年度に向かって聞き取りをしたと。そして、財的支援を云々、あるいは、人的支援をというような話でしたけれども、その辺の具体的な話を聞かないことには、先ほどの私のいろいろ申し上げたことに答えにならないんですね。いかがですか。

市川福祉部長

石川委員から非常に今重要なご質問をいただきたいと思います。

このランニングコストにつきましては、先ほども福祉総務課長からもご説明申し上げましたように、立ち上げ期に継続性について県のほうの審査がございます。私どもも事業自体を見まして、打ち上げたけれども、1年で終わるような事業については、これはちょっと無理であろうというふうに申し上げております。

今回、社協さんたちがやられるこの四つの事業につきましては、最初、カプセル等の購入費等々かかりますけれども、その後につきましては、社会福祉協議会の中の予算でふえていく方の分とかを手当できれば何とかかなるのかなというふうな考えでございます。

それと、あと、NPOさんとかでされるものにつきましては、活動費については、一部利用される方の負担金を取られるとかそういったことを考えていらっしゃると思いますので、そこでいけるのかなということもございます。

それと、あと、うちとしましては、高齢者につきましては、今回、水沢で整備されましたということで、在宅介護支援センターが全地区に張りめぐらされることとなります。そこからの連携とかの支援も可能でございますし、それから、あと、財政的な支援につきましては、今のところいろいろいきいきサロンとか補助メニューがございますけれども、そういったもののご利用が可能であればそこへおつなぎするというのもできるかなというふ

うに考えてございます。

以上です。

石川勝彦委員

実施団体が社協とかNPOということですが、社協の中で予算を賄えるということは、地域で社協、いわゆる地域住民から自治会費並びに社協の運営費ということでそれぞれいただいているというふうに思いますが、その中で賄えるという。よほどうまくやらないと、ソフトの部分でうまくやらないとハードは生かせないということになるし、結局サービスを受けたい人から言えば、昨年と比べると見劣りするなということは、これは先細りするということになりますよね。

また、NPOの活動費も利用者からいただいて、それで賄うということ。これで果たして先細りすることはないのかなと。いきいきサロンで補助金を出しておるということですが、立ち上げてよしということで、1年やそこそこで軌道に乗るかということ、決してそういう状況にならんと思うし、サービスを受ける人に見れば、非常に元気になるんじゃないかと、現状を維持するか、あるいは、徐々に徐々に支援に向かっていくかというような状況です。介護保険の対象になっていく、それより深くなっていくという可能性はあるわけですね。だから、やはり立ち上げの1年間をというか、半年ぐらいを見定めて、そして、次どうあるべきかということで、この八つの補助金対象の実態はそれぞれみんな違うと思うんですね。だから、しっかりと半年、立ち上げからどのように立ち上げてどのように展開をしてテークオフしていくのかなと。テークオフしたのを見定めるといって、テークオフする可能性が十分にあるということを見定めた上でさらに続けて、単独のふれあいサロン云々の補助金以外に県費としてこういう形でやってくるからには、県の補助金を出した後は市費としては補助金を出せませんということではいかんと思うんですね。継続性というものは、その辺も問題があると思うんです。人の問題以前にお金の問題、お金の問題以前に人の問題ということで、相関性がありますよね。その辺のところはどういうふうにお考えになっておるか、もっと真剣に取り組んでいただかないと、県からの補助金が空中分解してしまうというか、意味のないお金になってしまうと思うんですね。だから、その辺のところはもっと、今の部長の答弁から聞いておると、もう一つ真剣味が無いというか、重みを感じておられないというか、地域社会の状況が軽く見られているような感じがしてしょうがないんですけどね。

プレゼンテーションなんかでもっと真剣に継続性ということについては聞き取られたと思うんですが、その辺の状況についてそれぞれの深い事情を今後調査する、あるいは、後方支援、側面的な支援をしながら、つかず離れずで見えていく必要があると思いますが、再度お伺いしたいと思います、部長。

市川福祉部長

継続性につきましてです。

当然うちのほうも今回の補助金の事業が1年限りで終わらないように継続的に見守りはしてまいります。私も若いときに地区市民センターで5年ほど勤務しておりまして、そのときに社会福祉協議会にもかかわっておりましたが、そのときまだ公的に入浴サービス等が余り普及していないころでして、地域のボランティアで入浴サービスと、それから、あと、見守り活動をやっておったという経験がございます。そのとき市からの補助金等はありませんでしたけれども、ボランティアさんの熱意と、それから、あと、地区市民センターとの連携とかいろいろな広報で支えてくださるボランティア団体さんとかの連携でもってやってこれたということがございます。それから、あと、人、物、金というのは当然セットでございますけれども、うちのほうも人への支援、それから、こちらのほうのノウハウ支援、それから、お金につきましても、今後、新しい公共という概念がどのようなところまでいくのかと。これは福祉政策のうちの公助で全部いくと介護保険は破綻する、あるいは、障害者の福祉政策についても長期持続は無理であるということで、現在、国で抜本的な社会福祉と税の一体改革ということが議論されているわけですが、市においても中長期的な視点で考えていくべき課題だと思っています。

この補助金を契機に、そこらのあたりにつきましても福祉部として真剣に地域の皆様とも議論していきたいというふうに考えております。

以上です。

石川勝彦委員

最後にしますが、地域にはそれぞれ、以前かかっておられたときに比べればはるかに真剣味というか、切実な思いが伝わってくるから受けて立つということで、どうしても真剣にやらなくちゃならんから県費であれ市費であれ、補助金をいただいている間に力をつけて自立できるようにという思いはそれぞれあると思います。だから、それをしっかり受

けとめながら今後に向けて進めていただかなくちゃいかんと思うんですよね。いつまでも県費に頼っておるわけにはいかんと思いますし、1年限りでやっていることですよね。だから、それを地元の自治体としてどう受けとめて、どう継続させていくかということ。これは地区社協、あるいは、市社協との連携をしっかりとしながら、現実、それぞれの地区、事情が違ふと思います。その違いをしっかりと見定めながら補助金のあり方について、あるいは、支援のあり方について十分いい方向に進めていただくようお願いしておきたいと思います。

以上。

樋口博己委員長

他の委員の皆様。

豊田政典委員

おくれてきまして失礼いたしました。

既に説明があったとしたらご容赦いただきたいと思いますが、幾つかお聞きします。

まず、三重県の事業実施要綱を見ると、この事業、実施主体は県、または市町となっていますよね。ところが、今回提案されているのは各地区の団体であると。この辺の関係とこののをまず教えてください。主体は果たしてどこなのか。

村上福祉総務課長

事業実施要綱、今、委員言われましたように、実施主体、県、または市町とすることです。私どもの解釈といたしまして、県が補助事業として実施する、市町も補助事業として実施する、さらに、その受け皿があるということですので。

今回、県内で実施された事業を具体的に見てまいりますと、私どものようなそれぞれの住民組織の団体、また、NPO法人の団体もございますし、南のほうの地域でございますと、いわゆる小さな市町が要援護者のためのシステムを開発するという、市で取り組んでいる事業もございます。そういった形で解釈してございます。

豊田政典委員

ちょっと説明が合っていないんですが、そうすると、別の聞き方をすると、実施要綱の1ペ

ージを見ると、事業種類というのが3番にあって、(1)から幾つかメニューがありますよね。今回の提案内容というのは(1)のアなのかなと僕なりに解釈したんですけど、だとすれば、団体の事業への立ち上げの支援と、そういう事業なのかなという解釈もできるんですが、これはそれでいいんですか。

村上福祉総務課長

今回8件私どもが挙げさせていただいた事業、県のほうでは3の(1)の……。

豊田政典委員

3。

村上福祉総務課長

済みません。(1)の地域支え合い活動立ち上げ支援事業の力、その他地域支え合い体制の構築をする取り組みへの支援という形で県のほうでは整理いただいております。

豊田政典委員

すべて1のアですよ。支援という事業を市が主体になってやると。そのための金がある。そんな解釈でいいんですかね。

じゃ、それはそれにしておいて、もう一個は、歳入のところを見ると、地域支え合いの歳入が1011万1000円になっていますよね。これは歳出が200万少ないんですけど、この差額の200万というのはどこへ行っちゃうんですか。

村上福祉総務課長

こちらにつきましては、先ほど部長申しましたけれども、当初予算に私どもの介護・高齢福祉課のほうで民間社会福祉施設整備等整備助成事業費ということで、在宅介護支援センター整備費補助金を当初予算200万円で持っています。これは先ほど部長申しましたように、最後、残ってありました在宅介護支援センターを水沢地区に設置する、社会福祉法人青山里会でございますけれども、こちらの予算が当初予算、これも市の補助基準で200万持っています。この事業が今般、県の地域支え合い体制づくり事業補助金の適用を受けるということで、財源充当をさせていただくものでございます。

以上です。

豊田政典委員

それについて、済みません、聞いていなかったんですが、それは今のメニューでいうとどれになるの、(1)とか2とか。2番。

村上福祉総務課長

(2)のイでございます。地域包括支援センターのサブセンター、またはボランティアセンターの整備ということで、ボランティアセンターの整備と、ここに位置づけられます。

豊田政典委員

それは四日市市では当初予算でもう既に可決されておると。わかりました。

もう一つは、今回8団体に対する補助が提案されていますけど、この8団体の選定の経緯、こういった形で募集をして、幾つ応募があって、なぜ8団体に決定されたのかということ。

村上福祉総務課長

まず、冒頭申させていただきましたけれども、ことし2月21日付で県のほうから24年度もこの事業をやりますという文書が参りました。協議資料を提出せよと。期限が3月28日という通知が参りました。私ども速やかに関係団体のほうに通知をさせていただきました。介護・高齢福祉課、また障害福祉課、これは私どもも含めまして、全部で154団体のほうにご案内をさせていただきました。やはり取りまとめるという関係もございまして、県への提出の1週間程度前に私どものほうへたん取りまとめをさせていただいております。それで、県のほうへ提出期限に協議書を出させていただいております。4月に入りまして県のヒアリングがございました。提出いただいたのはこの8団体でございまして、県のほうから6月に至ってすべて内示というようなご連絡をいただいた次第でございます。

以上でございます。

豊田政典委員

十分周知されて、8団体応募があって、すべて採択された。それは了解しましたけど、

あわせて、6月11日の日付、部長から我々に追加募集をするんだと出てきましたよね。これも同じ(1)のアですよね。これは8団体しかなかったのが、ちょっと議案から外れちゃいますけど、どうなんですか、見込みというか、8団体しかなかったのというようなところは。軽く教えてください。追加募集して……。

村上福祉総務課長

具体的に、今現在私どものほうに相談に来ておって、私どもも相談に乗っておるケースもございます。それが県のほうがするかどうかはまたあれですけども、相談に乗っているケースもございます。

豊田政典委員

そうすると、今、補正で提案されている時点で、果たしてその145団体に対する周知というのが十分だったんだろうかという疑問が出てくるわけです、ちょっといじわるな見方をすればね。そういうことではないの。いっぱいあるじゃん、ほかにもというような部分。

村上福祉総務課長

例えば、今回の挙げられた団体もいろいろ地域の課題を考えられて温められていったものもあると思います。いわゆる立ち上げ時期なんかについて、例えば25年度とか、そういったものの中でこういった補助制度があれば少し事業計画を前倒しにしてとか、そういう事業もありますので。

ただ、今言われますように、団体への周知が甘かったのかどうかという点につきまして、今回の追加募集については、これ、23年度も当初と、それから補正、24年度も追加募集があって、さらに追加募集という中で、私どもは、今般は県内の採択された事例も具体的に、先ほどの実施要綱に基づいた種別ごとにきちっと整理をさせていただいて、県内各地ではこういった事業に取り組んでおられますということもお示しする中で案内をさせていただいております。

以上でございます。

豊田政典委員

そこは余りこだわりませんので。

最後、三重県の地域支え合い体制づくり事業というのが、先ほど要綱を見たように、これ以外で、今回の提案以外でもたくさんメニューがあるわけです。200万円の(2)のAというのもあったと。そうすると、その200万プラス今回の(1)のA以外もメニューがあるんですけども、果たして、まず、三重県の補助金の全体の規模というのは、金額というのは幾らで、四日市は1000万余りですけども、幾ら県が持っている四日市に1000万来たのかということね。それから、ほかのメニュー、きちんと補助を受ける形で検討したのかどうか出ていないんですけど、出ていないですよ。とっていないですね、四日市はね。来ていない。そのあたりを最後にお聞きしたいなと思って。

村上福祉総務課長

今回、まず、国のほうで平成22年度にこういった基金を盛るということで、全部で200億円が盛られました。それが各県へ、65歳以上人口なんかの割合をもとに、三重県のほうには4億円まいっております。県のほうはそういった基金を設けまして、この4億円でまず23年度、事業を実施いたしました。実績を見ますと、23年度でございますけれども……。済みません、後でまた資料を出しますが、2億円に満たなかったんです。それで、再度24年度もということで募集がかかりました。それで、先般、24年度、私ども、今回8団体全部内示をいただいておりますけれども、県下の状況を見ますと、11市町で29事業が県のほうに協議をされました。そのうち採択されたのが7市町で19事業でございます。19事業のうち当初予算がついておりました介護・高齢福祉課の在宅介護支援センターも含めまして9事業私どもの事業となつてございまして、今回、24年度、採択された事業のうち約5割近くが四日市市の事業でございます。金額にいたしましては約30%でございますけれども、そういう意味では、私ども、全県下において周知、また、この予算に対する取り組みというものについてはそれなりに取り組んでおるのかなということでございますけれども、なお一層今後の第2募集につきましてはまた丁寧な形でやっていきたいなというふうに思っております。

豊田政典委員

ちょっと耳で聞いてよくわからなかったんですが、4億円三重県が持っている、そのうち幾ら、23年度、4年度合わせて、今回も合わせて合計幾らなんですか、四日市に来たのは。そして、そのメニューというのは、1のAとさっきのどこやらの拠点200万以外も活

用してもらっているということ。その辺をかみ砕いて数字と教えてください。

村上福祉総務課長

まず、23年度でございます。4億円のうち四日市市が実績として補助をいただいた額が1373万7000円でございます。それで、県のほうが24年度当初予算に盛った金額が2億200万円と伺っております。その2億200万円につきまして、今般、私どもが申請させていただいたのが当初予算に介護・高齢で余った部分を含めまして1011万1000円ということでございます。

豊田政典委員

合わせて2年間で2500万ぐらい、四日市に来たのは、30%というのはよくわかりませんが、4億のうち2500万しか来ていないということですよ。

同じことばかり聞きますが、いろんなメニューがあるわけです、県が示したね。それを十分に検討して、四日市で使えるものを県に対して申請して、した上の結果なのかというところを疑問に思っているわけですよ。十分活用していないんじゃないかと、2500万、4億円のうちのわずか、ということを知っている。わかりますか。納得させてください。

村上福祉総務課長

まず、50%近いという額についてもう一度ご説明させてもらった後、ご説明をさせていただきたいと思います。

24年度、県から募集がございました。募集の中で、県下各市町が手を挙げられた数が11市町ございまして、実施の市町が7市町であって、4市町が採択から漏れたということでございます。事業については、採択されたのが19事業で、四日市市は19事業のうち9事業が採択されたということで、24年度で当初県から内示をいただいた中では、50%近い部分は四日市市の事業に占めておるということでございます。それが今、委員ご指摘いただいた、真剣に他のメニューも検討して出したのかということではございませんけれども、まず、この事業に対して四日市市としては周知も含めて8団体挙げていただいて、ここからは連合自治会のほうにも周知させていただいて地域での課題に取り組んでいただいたということで書いてございます。

私どもは新しい公共という制度、部長が申しましたけれども、県の要綱にもございます。

先ほど委員も申しましたけれども、それぞれの地域の課題がございます。それと、地域の課題の中でそれぞれの地域がこういった課題に取り組んでいくのかということと、後押しするというところまで固定していきたいなというふうに思っております。

今般については、県内市町とそういった事例もご紹介させていただきながら、丁寧な説明に努めていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

豊田政典委員

4億円を現に持っていたけど、全部使っていないということですよ、多分。幾らかわかりませんが、要するに、国の出してきた、もともと国ですよ。それは、メニューの使い勝手が悪いということではないんですか。

市川福祉部長

当初、厚生労働省の設計メニューがそもそも緊急経済対策的な色合いもありました。それで、厚生労働省メニューになったときに、自助、共助、公助のうち共助の部分を強化しようと、そういうような制度設計だったというふうに私どもは考えております。

ただ、地区で共助の部分でハードをだんと整備します。例えば、地域包括センターのランチ事業などにつきましては100万円であったり、あるいは、何かの新事業をして賃金等で500万、マックス出ます。しかし、それが単年度限りの補助ということであると、その後のランニングコストをどうするか、こういう問題が出てくると思います。県や国のメニューについてありがちなんですけれども、単年度、初期投資のみ補助すると。今回、非常にそういう、私どもからいえば、その場限り、1回限り、あとは市町で何とかしてねというような感じの制度設計が多いように感じております。

ただ、市町村といたしましては、10事業。例えば、500万でいきましたら5000万の手当が必要になってくるわけです。だから、年間ランニングコストをそれだけ出していける事業かどうなのかと。小さい町で今まで例えばこういうふうな在宅介護支援センターがなかった、地域包括がなかったというところで庁を上げてそれを整備するということに使っていくということでは500万も使えるかもわかりません。しかしながら、うちについては、地域包括についても整備されている、在宅介護についても全地域にあるという状況の中で、あと足りないものはといいますと、住民同士の共助の部分。ですので、そこに力点を置き

まして今回はお願いしたという次第でございます。

以上です。

豊田政典委員

了解しました。

小川政人委員

今の話聞いておって、水沢のデイサービスセンターでしたっけ。

市川福祉部長

在宅介護です。

小川政人委員

在宅介護支援センター。それはこの補助事業なんでしょう。何で事業を説明から抜いておるんや。

市川福祉部長

これにつきましては、県費についての歳入は今回こちらで手当されておりますけれども、うちのほうの歳出予算につきましては、当初にのせておるからこの補正には上がっておりません。

小川政人委員

その仕組みがようわからんのやけど、これもそうなんだけど、1011万ということなんやわね。これが県の事業にのった事業でいくと、財源扱いをしておるもんでのせやんと言うんだけど、初めは市がやる単独事業で、市が何でやろうとしておったのかな。

市川福祉部長

県費は当初きちっと200万入ってくる予定でございましたけれども、県のほうがこの事業を利用してきたということでございます。

小川政人委員

そうすると、もともとから県の補助の200万円やったのが、この事業のほうに巻きかえをされたということですよね。だから、地域支え合い体制づくり事業補助金はそれでやられておる、充当しておるわけやで。違うの。だって、介護支援センターに対する補助金も県の補助金。最初の財源とは違うけれども、こっちになっておるわけでしょう。

市川福祉部長

在介についてのうちの補助金、歳出予算については、既に一般会計の当初予算のほうで議決いただいております。そのときの特財として県費も上がっておりますけれども、その県費巻きかえがこちらの補助メニューになったということでございます。

小川政人委員

それでわかるんやけど、一般財源から200万引いていますよね。この一般財源って、今の話でいくと、最初も県費やったということていくと、この一般財源から200万なぜ引くのかな。予算書の16ページは、県費の巻きかえじゃなくて、1011万1000円入ってきて811万1000円を使うて、一般財源が200万余ってくるというところからいくと、一般財源で最初の事業をしておったというふうにとらえても仕方がないのかなという。

市川福祉部長

当初、一般財源での補助金ということで、一般財源で上げておりました。それが県費充当ということになったので、逆に言えば、減額補正をしていくべきかなということでございます。

小川政人委員

だから、予算書のつくり方を間違えておるわけなんだけれども、あなた今、それをごまかしていこうとしたわな。初めから……。

市川福祉部長

済みません。ちょっと誤解がありまして、申しわけありませんでした。

小川政人委員

誤解と違うやろう。今、言い切ったやん、県費の補助でやっておるって。だから、この仕組みをきちっと、別にいじめておるわけじゃないんやけど、一般財源ってここで書いておるんやで、財源巻きかえをきちっと予算書でやらんとあかんのと違うかなと。次もそうなるで、児童福祉費の手当もな。200万当初でつけておったやつが同じ仕組みにしておるわな、これ。だから、予算書が間違えておるということでもいいのかな。

村上福祉総務課長

昨年度、平成23年度も1件、この水沢と同じように在宅介護支援センターが整備されておらない橋北地区につきまして、介護・高齢福祉課のほうで当初予算に200万円をのせてございました。これは、社会福祉法人すずらん福祉会というところが整備するものでございます。このときもこちらは当初予算にのっております、また、そのときに財源をこちらに更正したということで、予算書の作り方につきましては23年度も踏襲した形で今回も挙げさせていただいておりますが、私の説明がここまで及ばなかった点についてはおわびを申し上げたいと思います。

小川政人委員

だから、23年度のことを言うてもらってもしょうがないんやけど、24年度の今審議しておるんやけど、24年度のこの予算書は間違えておるということできくと、23年度も間違えたままやったというだけのことで、我々が間違えに気づかなんだだけの話なんやわな。だから、ここで水沢介護センターの補助金は一般財源から県費に変わっていくわけやから、予算的にはきちっと書き直さなあかんわけやな。

市川福祉部長

先ほどはちょっと誤解があって間違えた説明をしてしまいまして申しわけありません。それはおわび申し上げます。

当初、24年度、この補助金が継続するかどうかが当初予算の時点では不明でございましたので、一般財源で上げさせていただきました。先ほどから課長のほうから説明がありましたように、2月にやるということになって、3月28日締め切りということになって、こちらのほうで当初、うちのほうで一般財源で見込んでいたのが県費補助が見込めるようにな

って、特財200万でいけるようになったということでございます。ですので、当初の予算では一般財源で補助をするということになっておりますが、これは県費、特財100%で200万円がいけるということに更正をさせていただくべきものだというふうに認識しております。

小川政人委員

だから、部長の今口で言ったとおりなんだけど、予算書にはそれが出ていないわけや。予算書というのは大事に、歳出は特に大事やから。予算書に拘束されて仕事をするわけやで、ないことしてもろうてもあかへんわけやで、それはきちっと財源内訳を直して予算書をつくり直すのが正しいのと違うのかなと思うんですけど、財政どう考えておるのか知らんけど、僕はそう思うんだけど、当初の予算で介護センターの部分がどこに出ておったか知らんけど、その財源内訳はきちっと県費に直していかなあかんわけやんか。今回の補正でそれが直せるわけやで、そこを直すことの手続をちょっと簡略化したというか、そういうことになるのかな。

市川福祉部長

歳入補正なんですけれども、慣例的に200万程度で余りやられていないというのがあります。先ほど小川委員がおっしゃったように、正確性を期するという点からいけば、歳入補正についてもするべきなのかもわかりません。そこについては財政当局、他部の関係もでございます。福祉部だけでなく、こういうふうに年度当初で出てくる補助金などのメニューも多いですので、そのあり方については財政当局のほうと相談をさせていただきたいと思いますが。

小川政人委員

財源内訳はきちっと、やっぱり歳入も歳出もきちっとやるべきやという。これはあんたらのためにつくってきたのと違って教育のために調べてきたんだけど、ちょうど適用されるわけやわな。これが二つ続いておるんや、次もな。システム改良の200万も同じようにそういうふうになっておるもんで、その辺きちっと。やはり予算というのはわかりやすくせなあかんのに、書いてあることと説明と全然違ったら話がおかしくなるで、これはもう1回財政と話をしてほしいもんで、委員長、お願いがあるんやけど、できたらこの部分に

については全体会でやらせてほしいなというふうに思います。

それと、もう一つ、予算のことは別として、この事業について、平成20年のこれからの地域福祉のあり方研究会報告書というのが国のほうであって、隣保館の新しい事業像というものが示されておると思うんですよ。そうすると、この事業がまるっきり隣保館事業に入っている部分があるわけですよ。そうすると、果たして隣保館事業の中の事業とまるっきり合致するもので、隣保館は、今、総務でいくんやわな。どっちが正しいか知らんよ。隣保館を福祉に所管がえするべきものなのかもわからんし、反対に総務で隣保館事業をやっているとすると、これ、同じ中身の事業やもんで、下手したら総務の事業になるのと違うか、隣保館事業に入ってくるんじゃないかということと言われる人がおるもんで、そのとおり言うてこいという話で、どう思うておる。隣保館事業自体をちゃんと把握しておるのかな。前は福祉やったのかな。

市川福祉部長

隣保館につきましては、以前、福祉のほうで所管しておりました。一般行政施策への移行ということで、といいますのは、隣保館につきましても諮問が行われ、答申が行われていると思います。その中には議員さんも入っていただいて隣保館の答申はしていただいていると思うんですけども、隣保館の事業については福祉のみならず、健康も当然あります。それから、あと、教育、文化、さまざまな分野において、今まで差別の中で平等に行われてこなかった、ライン付けが一斉になっていなかった部分についてきちんと手当をするというような形で隣保館事業は整理されていると思います。福祉だけではないという、全庁的に取り組むべき課題であるということで、隣保館、総務で所管というような形に整理をされたというふうに考えております。

この事業については、隣保館事業の一部分についてカバーするものかなという感じはあります。隣保館についても全市の拠点として機能させるというような方針もあったように思いますので、例えば小学校区であるとか、そういうところで隣保館を中心に見守り事業をやっていくということであれば、この事業についても適用できるところはあるかなというふうに考えておりますが。

小川政人委員

ちょっと僕と違うんだけど、僕は初め、隣保館は同和対策の事業かなという思いしかな

かったんだけど、同和対策事業がなくなって一般対策に変わって、それから、隣保館のあり方というものが変わって、一般福祉を全面的にやっていくというのが新しい隣保館像として平成24年の地域福祉のあり方研究会でやっておるんだけど、財源的に四日市には四つあったのかな、四つあったのを全地域につくっていくということは、今のところまだ財政的にも難しいところがあると。ここの隣保館の名目自体が、四日市には四つのそういう拠点、福祉の実践をやっていく拠点があるとすると、そこを中心に、拠点にしてやっていかんと隣保館の仕事がなくなっていってしまう可能性があるんやわな、今までの同和対策の仕事がなくなってしまうもんで。そうするとききちと隣保館の新しい姿というのが、僕もちょっと冊子を見せてもらっただけであかんだけなんだけど、この地域支え合い体制づくり事業というのがまるっきり入っておるわけね。そこのところを事業がどうこうと言うわけじゃなくて、一遍隣保館事業をきちと見直して、所管も福祉でいいのか、総務でいいのか、それから、総務でいいんやったらこの事業は当然総務でやってもらわなあかんのやけど、僕は反対に隣保館をもう一回福祉に戻して、全市的な福祉の立場でやっていくべきかなというふうに思うもんで、その辺の検討をまたしておいてください。

あと、予算についてはぜひ全体会に送っていただきたいなと。

樋口博己委員長

先ほどの隣保館に関しては議案から拾ったところで検討いただくということで、よろしくをお願いします。

それから、小川委員にお尋ねしますけれども、予算の組み方についてということで、議案に対してはできれば後ほど採決をいただきたいなと思っておるんですけども。

小川政人委員

これは補正予算の議案でしょう。

樋口博己委員長

はい。

小川政人委員

補正予算書が間違っておるかというところやもんで、これは議案に対して文句を言って

おるもんで、これについては全体会でお願いをしたい。ほかに教育もまたあるんだけど、だから、その辺の部分については、まさしく補正予算が議案なんだから、全体会で対応したいと。

樋口博己委員長

わかりました。そういうご意見をいただいたということで、わかりました。

ほかに支え合い事業に関しまして質疑がございます方は挙手をお願いします。

(なし)

樋口博己委員長

よろしいでしょうか。

そうしましたら、子ども手当・児童手当給付事業につきましてご質疑をお願いしたいと思います。

中森慎二委員

この補正予算の中身については異論はないんですが、内容のところ、保育料等を児童手当から徴収することができるというのが大きく変わるところだと思うんですが、この目的は保育料の滞納対策ということですよ。その点だけちょっとまずお聞きしておきたいなと。

村上福祉総務課長

滞納額がございますので、児童手当から徴収したいというふうに考えてございます。

中森慎二委員

23年度の保育料の滞納額は幾らですか。

あと、それと、滞納者に対して本人の意思を確認せずに強制的に手当から引き去るというシステム化をするということなんですかね。そこら辺のところを聞きたいんですけど。

村上福祉総務課長

23年度の額は把握してございませんけれども、今回、徴収の対象になる額については児童福祉課のほうから来ております。保護者の数にいたしまして793名、額にいたしまして7793万3974円というふうに報告を受けてございます。

それで、どのように徴収するかということにつきましては、同意書をとって徴収するというところでございます。

以上でございます。

中森慎二委員

同意書がとれなかったらどうなるんです。

村上福祉総務課長

勝手に天引きというのはできませんので、これは粘り強く、いわゆる滞納しているということもご説明した上で……。

中森慎二委員

よくわからん。もうちょっとはっきり言って。

村上福祉総務課長

同意なしには徴収できませんので、同意書で徴収いたします。これについては、職員のほうで保護者に対しましてきちっと説明を申し上げ、努力するというところでございます。

以上でございます。

中森慎二委員

そうすると、制度はできたけれども、同意書がなければ従来どおりと、そういう理解でいいわけですか。

村上福祉総務課長

さようでございます。申し出に基づき徴収するというところでございます。

中森慎二委員

あと、私立の幼稚園の保育料もそういう扱いですか。

村上福祉総務課長

今現在、保育園につきましては社会福祉事務所の措置でございますので、公立、民間にかかわらず滞納額については同じように扱います。

中森愼二委員

結論がよくわからんな。私立の幼稚園も同様に扱うんですか。

樋口博己委員長

村上福祉総務課長、明確に答弁をお願いします。

村上福祉総務課長

幼稚園の保育料については対象になってございません。

中森愼二委員

それは、法律的に対象外になっているからその手続きができないということですか。

村上福祉総務課長

法律では、申しわけございません、特に教育委員会関係でございますけれども、幼稚園の保育料も対象にはなってございます。

中森愼二委員

なっているの、なっていないの、どっちなの。

高田福祉総務課社会係長

申しわけございません。私立幼稚園のほうも対象になっております。

中森愼二委員

公立幼稚園のことを聞いているの。

樋口博己委員長

公立幼稚園に関してはどうですか。対象になっていますか。

高田福祉総務課社会係長

対象になっております。

中森慎二委員

対象になっているのにどうして手続をしないんですか。行政全体として聞いているんだけど。

高田福祉総務課社会係長

今、手続のほうを関係各課のほうと進めておりますので。

中森慎二委員

いやいや、私が聞いているのは、子ども手当、児童手当から強制的に徴収するシステムを、保育園の保育料はもちろんだけれども、公立の幼稚園の保育料の滞納についても同じ扱いの同意を求めることをするんですか、しないんですかということを知っているの。

高田福祉総務課社会係長

申しわけございません。今、鋭意進めておるんですけれども、ただ、学校給食の関係で学校教育課のほうと調整しておりまして、幼稚園のほうについては、申しわけございません、まだ少し、関係課のほうとは調整がついておりませんので、学校教育の学校給食と保育料のほうが先行しておりまして、後ほどまたそれが順調よく進むようであればそちらのほうもと思っております。

中森慎二委員

今回そういう制度を導入していくのであれば、四日市市なら統一的に同じ扱いでやるべきじゃないのかな。福祉の人に言うのも、これは教育委員会の所管なのかもわからないけれども、そういう制度が認められるということになれば、保育料の滞納問題も歳入といっ

て大きな行政課題になっているわけなので、そこら辺は一律で同じシステムで考えるべきじゃないのかなと思うのであえて申し上げているんだけど、そういう調整は福祉部が主導ではやっていないの。

樋口博己委員長

市川部長、責任ある答弁をお願いします。

市川福祉部長

今回、児童手当のほうからこのように滞納額の引き去りができるようになった大きな改正でございます。うちとしましても、保育料の滞納、それから、学校給食の滞納金額というのは非常に多うございますので、まず、こちらを先行させて調整をさせていただく。

そして、幼稚園のほうの保育料につきましては、そもそも保育料自体がかなり金額的に保育園の保育料に比べますと少額ということもございまして、滞納額はそれほどでもないということでございますので、こちらの準備が済み次第、幼稚園のほうの滞納のほうの処理、それから、あと、保護者の同意のあり方等について詰めさせていただきたいというふうに考えております。

中森慎二委員

そうすると、教育委員会は、先に給食代の引き去りをここからやりたいと、そういう考え方を持っているということ。

市川福祉部長

そのように聞いております。

中森慎二委員

教育委員会はまた改めて聞きますが、保育料の話は保育園でやっても幼稚園でやっても同じ話で、滞納額が多いとか少ないとかという話ではないので、これは一緒にやるべきだと僕は思う。改めて教育委員会に言いますが、もう一度聞きますが、23年度の保育料の滞納額は幾らですか、累計は。

村上福祉総務課長

手元にございませので、また後ほどご説明をさせていただきます。

ただ、今回の対象となる滞納額につきましては7793万3974円でございます。累計でございます。

中森慎二委員

同意がなければ従来どおりという話でいけばこの法律をうまく使いこなせないんだけど、その同意のありようというのは法的の中でかなり制度化されていて、行政側の挟む余地はないというシステムなんですかね。必ずしも同意がなければとれないという話なんですかね。そこら辺のところはどういう整理をされているんでしょう。

市川福祉部長

同意がなければとれないという制度になっております。つまり、滞納があっても強制的に天引きをすることはできないという制度になっております。こちらといたしましては、園長等々の協力を得て保護者の方に同意していただくよう説得をすると、働きかけをするというような形になります。

中森慎二委員

余り効果はないかわからんね、そうすると。そこら辺のところは法律上、同意がなければ徴収できないということであれば、同意行政が変わらないのであれば余り効果はないかわからんなという感じはしますね。滞納額の年間のやつ、それぐらいつかんでいないというのはまずいんじゃないですかね。7700万という当該の部分はわかるよ。累計でどれくらい出ているのかというのは、それが大きな問題になっているわけなんでしょう、福祉としては。

村上福祉総務課長

大変申しわけございません。数字についてはきちっと把握させていただきますけれども、先ほどの7700万円は、今回徴収できる対象者の総額、累計でございます。

以上でございます。

樋口博己委員長

この児童手当で同意が得られれば徴収できる可能性のある、保育園、幼稚園を含めて保育料の一覧の資料を出していただきませんか。可能性のあるところはすべて。

中森愼二委員

保育料の類別、あれは6段階でしたっけ。もっとあるんですでしたっけ、保育料の。12段階。保育料別の滞納者の一覧みたいなものも資料を出してくれません。

村上福祉総務課長

整理して出させていただきます。

中森愼二委員

それから、もう一つ、公私の保育園別のやつもお願いします。

村上福祉総務課長

児童福祉課と調整いたしまして、そういう種別で分けておればご提出させていただきますと思います。

豊田政典委員

今回のシステム改修の費用ということなんですけれども、今の滞納がだれがどれだけあるとかということもそのシステム改修に関係あるんですか、保育料であったり、あるいは給食費であったり。関係あるの。

村上福祉総務課長

今回の所要経費にこういったシステムの開発の費用がかかっておるかということでございますでしょうか。

豊田政典委員

滞納分を徴収するという新たな制度が導入されるについて、システム改修の部分に関係が出るのかどうか。

村上福祉総務課長

関係出てまいります。

豊田政典委員

そうしたら、先ほど保育園の公私の保育料のデータも請求がありましたが、幼稚園の公私と小学校の給食費、そのデータも出してください。お願いします。

樋口博己委員長

この児童手当で同意が得られれば徴収できるものすべてということですね。よろしくお願ひしたいと思います。

小川政人委員

あの課長の説明はおかしいのと違う。システム改修に滞納の整理のこととは全然関係ないですよ。手当が入ってくるので、手当の部分で改修できるかできやんかというのは別の予算を組んでいかなあかん話で、これはただ単に機械のシステムを改修するだけの予算でしょう。本当に関係あるのかな。

市川福祉部長

現在、手当は決まった金額をお支払いするというシステムになっておりますが、今回はそこから滞納分を月々幾ら引き去るという部分のシステムをオンしなければなりませんので、その部分が変わってまいりますということでございます。

小川政人委員

それでわかったんやけど、そうすると、このシステムでいって、今、中森委員が言われておった幼稚園の部分までシステム改修に入っておるのか入っておらんのか。入ってないわな。違うの。入っておるの。

市川福祉部長

結局引き去りデータ、それをそこにマッチングさせればいいということなので、引き去

り部分のことができるというシステム改修をしておれば、その後、違うものを載せるのは中でいけます。

小川政人委員

そうすると、給食費も当然そういうことになってくるわけですね。

じゃ、本来の予算の話でいくと、これは財源内訳がまたおかしいんやわな、1150万。県支出金1150万って説明書がおかしいんやけど、予算書にはちゃんと県支出金が1350万となっておりますんやわな。ここでも当初に仮置きで200万予算を置いたんだけど、システム改修が要するために予算を置いたのは賢明な処置やったと思うんやけど、それが置いてなかったらこの事業はずっとできやへん話やもんでそれはいいんやけど、やっぱりこれ、財源内訳は、予算をつくるときに歳入、歳出の財源をどう使うかということはきちっとしていかなあかんもんで、ここで財源が変わったのに習慣として見やんという話にはならんと思っておるんやけど、前にインフルエンザのヒブワクチンか何かのときに財源をごまかしたままやっていったことが、補助が80%やったのが県内の市町が100%補助するからというときに財源をきちっと直さんと勝手にやったことがあって、その次に、今度は何かの財源を直さんとあかんといって、あれは子ども手当や。それも、子ども手当のときに、僕がもうそんなの払わんと認めた分だけでやっていけという話のときに、財源、そんなのおかしいという話があったと思うんやけど、だから、きちっと財源をつくっておかんと財政上おかしいと思うので、もう一回財政ときちっと話をしてやらんと。このごろ財政、法令遵守という意味でおかしいことをようけやっておるもんで、その辺をきちっと精査を。ここ二、三年ちょっとおかしいんやわなと思っておるもんで、これも前段と同じで、財源の内訳がちよっとおかしいもんで、全体会でぜひお願いをしたいなと思います。

樋口博己委員長

先ほどと同じ趣旨という意味ですね。

小川政人委員

はい、そうです。

市川福祉部長

小川委員のお話なんですけれども、結局歳出額としては変更がないわけですね、当初に。プラスして必要な分については補正でお願いをしております。そして、歳入について、入ってくるということについて追加で歳入をしている。ということは、最終的に一財が決算のときに一財部分が少なくなっていくと。それを決算でご報告させていただくということ、で今までやらせていただいているというふうに思っております。

小川政人委員

決算は決算でいいんや、これは使った金がきちっとあらわれてくるんやで。予算は予算でちゃんと財源があって、歳入で内訳があって歳出に払うわけだけど、これは県支出金がふえたら一般財源の部分を減らさなあかんでしょう。そういうところが全然されてないやないですかということなんです。

樋口博己委員長

これは財源の予算の組み方の問題ですので、少し別の角度で、テーマとして……。

小川政人委員

だから、予算書自体がおかしいんやで、組み方自体がおかしいで、これは予算の審議をしておるんやで、予算書自体が間違っておったらまるっきり話にならん世界になるので。

樋口博己委員長

なかなか市川部長が答弁しても難しいところだと思いますので、済みません、1時間たっておりますので、一たん少し、30分まで休憩をさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

11：20 休憩

11：30 再開

樋口博己委員長

時間となりましたので、教育民生常任委員会を再開させていただきたいと思います。

小川委員から子ども手当、また、地域支え合いについて、予算の組み方について投げかけがありましたので、これは少し後ほど整理させていただいて確認をさせていただきたいと思います。

他に委員の皆様からの質疑はどうでしょうか。

日置記平委員

ちょっと尋ねたいんですが、滞納のところね、滞納。滞納がちょっと気になったんですけど、802というのは何%になるんですか。全支払い対象児童からいくと何%ぐらいになります。

市川福祉部長

先ほどちょっと資料がなかったんですが、児童のほうから用意して、23年度、滞納人数は180人、件数、市内人数、そのうちが171人となっております。金額的には年度で1375万9100円ということになっておるんですけども、全体の園児の人数というのが大体今、きちとした数字までわからないんですけど、3000人弱というふうに記憶してございます。ですので、パーセントにいたしますと6%ぐらいになるのかなというふうに計算しております。

日置記平委員

793人というのは何やったかな。

市川福祉部長

現在、引き去り対象になりますのが、時効が来ております人を除いて平成13年度から平成23年度までの累計人数になっております。そのうち児童手当で引き去りができるのは四日市市に住民基本台帳がおありの方ということになりまして、その方の13年度から23年の累計人数が793人ということになります。

日置記平委員

180人は23年、単年度で。3年から計算すると約800人まだ未納者があるということ。

市川福祉部長

そういうことでございます。

日置記平委員

滞納分析はしてありますか。

市川福祉部長

例えば、23年度は171人、13年度は3人ということで、滞納整理しております。実際に園にお子さんが来ていただいていますので、保護者の方は当然お迎えに来る。そのときに園長のほうから強く納入を促しておりますが、生活困窮等々でなかなか払っていただけない場合も多うございます。失業されたとかいろいろな事情がございまして困難の方もみえますし、払える余力があって払っていただけない方も中には少数おみえになります。

日置記平委員

そういったものが今度のシステムとどうかかわりがあって、そのシステムがこれの促進になるのかならんかというところにもいくんですが、私は、一番大事なのは、いずれにしても800人近くいるわけでしょう。単年度でも180人やね。これは幾ら子ども手当がふえたって払わない人は払わない。払う意思がないから払わない。だから、その辺のところの分析をちゃんとしておかないと、これはいつまでたっても解決しません。絶対しない、これは。税の滞納とよく似ていて、言葉は悪いけど、払いに行かない人、本当に苦労して払えない人。そこのところをきちっと精査しておかないと、ことし払っていない人に言うアプローチと13年前から払ってない人へのアプローチは当然変えなあかんでしょう、言葉の言い方を。だから、その辺のところのマニュアルができていないのかできてないか、これは大事なことです。

それから、それに対してどう努力をしているかということも大事なことです。園長さんの仕事なのかあなた方の仕事なのか、区分はどうなっているか知りませんが、それはきちっと責任のところの交渉の窓口は一本化してやっていかないと、園長さんだって3年でかわっていくじゃないですか。決まっていなくても、1年でかわるかもしれないよ。そうすると、地域格差というのはありますよ。必ずある、地域格差は。そうすると、そういう特性を園長がしっかり把握して、そして、家庭の状態もよく把握して、その辺の

ところの分析をきちっとしておかないと、次、園長がかわって、かわった人にそれを引き継ぎしていかないと。園長さんだって気の強い人と優しそうってあるじゃない。そうやろう。一生懸命やって家庭まで訪問する人もいるかもしれへんよ。電話で済ます人もいるかもしれへんよ。いずれにしても、この問題は税の滞納と一緒に。しっかりこれを分析しておかないといけないんだよ。

僕の言うのが、例えば、180人がエリア別にこの地区には何人とか、こういうふうにして大体地区のデータというのは出てくるんですよ。それはシステム化していかなきゃいかんですね。それと、そういったことをやるか。それから、今の説明があったけど、生活困窮者、払えるのに払わない人。子供の手当がつくようになってから子ども手当が子供に直接振り込めるわけじゃないわけよ。保護者に振り込まれるやん。うわさの話で、話としてはよくないけど、それがパチンコ代に消えていくという話も聞くがね。そういう人はいつまでたっても払わないね。払えないんじゃないで払わない。そここのところの分析までしておかないとこれは解決しません。だから、私は、滞納者の分析というのはそういうところまでやってもらいたいというふうに思うんですが、現状がどういうふうになっているのかね。どんなもんですかね。

市川福祉部長

基本、私ども、子供さんが保育園に在園していらっしゃる時が勝負というふうに思っております。私もこういう滞納整理にかかわったことはあるんですけども、まずはイエローカードと申すまいでしょうか、たまっていますよという警告。それでも払う意思を見せない、相談にも来ないというような方については登園を停止する場合がありますという警告を送りということで、努力はしております。

そして、生活困窮の方につきましては個別に相談に乗らせていただきまして、失業とかによりまして実際に昨年と著しく所得状況が変わっている場合、その場合は保育料を減額することもできますということで、相談にも乗らせていただいております。あと、一遍に払えない場合は分割払いの相談にも乗せさせていただいております。

園ごとの滞納者というのももちろんきちんと把握はしておりますし、園長にお任せをしているわけではなくて、子育て支援係と園と連携をとりながら保護者のアポをとってもらって職員が行ってお話をさせていただいたりとか夜間に電話をさせていただいたりとか、いろんな手を使って滞納整理には当たっております。保育料を滞納される方は税金も滞納

されている方もみえたりとか、いろいろ多重に滞納されているケースもありますが、差し押さえをさせていただいたりとかそういったこともこのごろは取り組み始めておりますので、実際に払える能力があって払わなかった方について預金を差し押さえさせていただいた例も昨年ございました。その辺で鋭意取り組みは厳しくさせていただいておるつもりでございます。

日置記平委員

説明をもらいました。小さい子を持つ家庭にこういう攻撃をするのは実際につらい話だけど、でも、やっぱりけじめはきちっとしておかないと、その家庭が小学校へ行っても中学校へ行ってもこういうことは必ず続くのが習慣やもん、大体。だから、つらい仕事もあるけれども、頑張っって一つ滞納をなくするのがその人のためですよ。私たち四日市のためじゃない。保護者のためということをしっかり認識してやってほしいと思う。

樋口博己委員長

他には。

豊田政典委員

休憩前の滞納額のデータは後で回すことにして、少し休憩中に不勉強だったので調べたんですけど、子ども手当特措法の話で宇都宮市が随分話題になっているようですけど、強制的に徴収すると、保育料に限って。特別徴収という方法と保護者同意で天引きする二つの仕組みがあるんですね。話を聞いていると、四日市市は特別徴収という方法をとらずに同意方式を選んだということだと理解しましたが、ただ、幼稚園の件、保育料であるとか給食費の滞納をどうするかということがまだ調整不十分なところがあるという話ですよ。これは、特別徴収をやめたということも含めて議会に説明しておく必要があるんじゃないかと思うんですよ。今回の補正予算、システム改修にかかわる部分だということなので、このあたりをもっと丁寧に説明しておくべきなのかなという気がします。気がしますというか、そんな思いがある。なぜそうしたのかとか、特別徴収をとらないとかいうところ。これは随分欠けているなということが一つ。

それから、もう一つはスケジュールの話ですけど、6月から所得制限導入であるとか、滞納のことも絡んで、補正も通って、まだ幼稚園のほうは調整中と言うけど、この辺のス

スケジュールはどうなっていくんですか。システム改修と絡めていつまでに調整を終えて、また、保護者の同意を得る作業がどこまで進んでいて、いつまでにやって、どういうふう
にこの子ども手当を運用していくかというところね。それから、システム改修のスケジ
ュールはどういうものを持っていて、いつ完成して運用されるのか。ここが全くわからない
ので、もうちょっと丁寧に説明してください。

高田福祉総務課社会係長

特別徴収をなぜやらないのかというご質問についてなんですけれども、児童手当、当月
分お支払いの時期の分しか徴収ができませんので、例えば、10月支給分ですと10月の分と
いうことになってまいりますので、お子さんがお一人ですと1万円とかという児童手当の
金額になってまいりますね。そこで、保育料はといいますと、3万とか4万とかいう数
字になってまいりますと、その1万円だけ引いてしまうと未納の金額が3万円とかという
ふうになってまいりますので、管理が難しいというところもありまして、特別徴収は児童
福祉課のほうと検討しまして断念ということになりました。

もう一点、システム改修のスケジュールなんですけれども、10月の支払いのほうから天
引きのほうをさせていただこうかなと思いますと、こちらのほうに同意書の取りつけのほ
うが、システムデータを回す関係もございますので、前月、10月のお支払いですので、9
月10日ぐらいまでに同意書等をすべて取り寄せていただきましてこちらの課のほうにご提
出をお願いできますと、こちらのほうで、職員のほうで手入力になるんですけれども、シ
ステムのほうに入れさせていただいて差し引きをつくらせていただきまして対処するとい
うことになります。

同意書のほうは、それぞれの学校教育なり児童福祉課さんなりのほうで夜間なり訪問な
りをしていただきまして同意書のほうを取りつけていただくということをお願いをしてい
るところです。

豊田政典委員

10月支給分から所得制限がついても滞納を徴収するほうについても運用していくスケジ
ュールを持っているということですね。システム改修もそれまでに当然終わっているし、
それから、教育委員会との幼稚園、保育園をどうするかという調整ももっと早目にやって、
その上で同意書が必要である保護者に対しては訪問するんですか、一軒一軒保育料につい

ても給食費についても。訪問と言われませんでしたっけ。そんな作業も全部それまでにやるということ。今から始めるんですか。

高田福祉総務課社会係長

他市で調査しまして、他市でも同意書を取りつけながらやっている他市がございますので、そちらのほうに問い合わせしましたところ、夜間の訪問なりでお願いしているということでしたので、多分夜間の訪問でお願いするということになるのかなと思われたので、そのようにお話をさせていただきました。児童さんなり学校教育さんがどのような手法でもって同意書を取りつけていただくかというのは確認しておりませんが、多分そうなるであろうという憶測のもとでお話をさせていただきました。済みません。

豊田政典委員

大変な作業になると思うので頑張ってくださいとしか言いませんが、少なくとも教育委員会との調整というのは終えた上で議案を提案していかなあかんのと違うかなと僕は思いますけど、システム改修にかかわるわけでしょう。作業も始めなきゃいけない、入れるか入れないか。また金額を見て議論がしたいなと思います、採決の前に。

樋口博己委員長

資料を見てからということですね。

もうすぐ12時になるわけですけども、昼までには終わらないかと思っておりますが、資料は昼一、再開したときには用意はできますか、滞納の分の先ほどの資料。

中森慎二委員

午前中に公私の保育料の滞納の話をしましたが、保育園別のほうも出ておるでしょう、今の話でいけば。それも資料で出してください。

一般論的には私立保育園はほとんどないんじゃないですか、滞納は。公立保育園に偏っているんじゃないの。そうでもないんですか。

市川福祉部長

私立も同じように口座引き落としになっておりますので、滞納についてはあると思いま

す。それは、保育園について保育料の徴収というのが、四日市市でございますので、保育園は私立の幼稚園とは事情が違います。

資料については昼一で出させていただくように努力します。ちょっと教育委員会のほうがまだ確認がとれておりませんが、努力させていただきます。でないと採決ができませんので。

小川政人委員

昼からでもええんやけど、同意書を取りつけるのと特別徴収と金額は一緒なんやで、何か難しいとか言っておったけど、金額は一緒ですわな。児童手当の額も一緒やし、足らん分は一緒やし、その豊田さんに対する説明がちょっとわからなかったの、また……。

樋口博己委員長

特別徴収をとらない理由が明確でないということですね。

小川政人委員

何か複雑やとかいう話やけど。

中森慎二委員

強制的に徴収するのはないって答弁したんやで。大きな問題やで。偽証答弁やで。

樋口博己委員長

そうですね。先ほど、休憩前の答弁では、法的には強制的に徴収できないというふうに断言されたけれども、豊田委員から、資料を確認したら特別徴収ということ……。どちらでした。

豊田政典委員

宇都宮。

樋口博己委員長

宇都宮市では実施しているというところはどういう、なぜなんだということなんですけ

れども。

市川福祉部長

過去滞納分については同意なしではとれないということですね。今後の保育料、つまり、今から行く分の保育料。だから、さっき係長のほうが説明しましたけれども、例えば、10月に児童手当をお支払いする。そうすると、10月分、11月分、12月……。

中森愼二委員

そこもちょっと資料を出してください。

市川福祉部長

その辺も法律の部分を含めて資料を出させていただきます。申しわけございません。

樋口博己委員長

明解な資料作成をお願いしたいと思います。

それでは、1時から資料、大丈夫ですか。

よろしいですね、資料作成は。

じゃ、委員の皆様には資料を確認いただいた上での質疑になるかと思しますので、少し早いですがお昼休憩になりまして、13時、1時再開でよろしいですか。

じゃ、1時再開ということでもよろしくをお願いしたいと思います。

11:53 休憩

13:05 再開

樋口博己委員長

それでは、引き続き質疑を再開させていただきたいと思います。

まず、資料請求のありました中森委員、どうぞ。

中森愼二委員

説明してもらって……。

樋口博己委員長

そうですね、済みません。

じゃ、この資料について説明をお願いしたいと思います。

村上福祉総務課長

4点資料をご用意させていただきました。まず、児童手当から保育料等の徴収についてということで法律の条文を、豊田委員のほうから保育料の特別徴収ということがございましたので、抜粋をさせていただきます。

まず、今回の児童手当から徴収できるものでございます。一つ目が、申し出による学校給食費等及び保育料の徴収ということでございます。徴収できる費用等につきましてはアンダーラインを引かせてもらっております。そこを中心にご説明をさせていただきます。

一つが、学校給食費、その他の学校教育に伴って必要な云々費用でございます。こちらにつきましては、学校給食費、先ほど中森委員からもございましたけれども、幼稚園等の保育料、また、児童福祉法に基づきます放課後健全育成事業等々の費用でございます。それから、後半でございます。児童福祉法第56条第3項の規定により徴収する費用。こちらは、保育料並びに特別保育にかかわる利用料等でございます。

それから、二つ目の保育料の特別徴収でございます。これは特別徴収ということで児童手当から天引きをするものでございますけれども、こちらについては保育料のみでございます。児童手当法の施行令でございますけれども、この特別徴収の場合、徴収できる保育料でございますけれども、当該年度における保育料という規定が施行令でございます。これが1点目でございます。

それから、続きまして、保育料の滞納一覧表でございます。いわゆる今現在の児童手当から申し出により徴収できる対象者等々でございます。平成13年度から平成23年度までの表でございます。市内の人数、合計793人でございます。金額のほうでございますけれども、右のほうへ行っていただきまして、右から二つ目の市内金額が7793万3974円、この資料でございます。それから、同じく保育料。在園児の保育料滞納状況ということで、これは、現在保育園に通園されております園別、公立、私立別の滞納の人数並びに金額の一覧でございます。単位が抜けておりますけれども、単位は、金額欄は円でございます。

それから、もう一枚、教育委員会の所管の部分でございます。小学校給食費の未納金、ことしの3月末現在でございます。各学校別の未納金の一覧でございます。

資料につきましては以上でございます。

樋口博己委員長

説明は以上です。

それでは、皆様のほうで質疑をお願いしたいと思います。

中森愼二委員

滞納の実態もよくわかりましたが、結局、今回の補正予算で上がったシステム改修に付随して、これらの滞納状況を改善するために新たに制度化された児童手当からの徴収、特別徴収も含めて、こういったものを四日市市としてはどういう考え方でシステム改修をするのかというところをもうちょっと明らかに、書面ででも出してもらう必要があるんじゃないのかなと、考え方も含めてね。今、口頭ではいろいろ、午前中もお話ししていただいたところはあるけれども、給食費にしたってまだ調整しているというような話もあったし、公立幼稚園なんかの保育料をどうするのかという話も含めて、考え方としての整理をもう少し書面で出していただく必要があるんじゃないかなというふうに、全庁的な視点の中でねというふうに思うんですが。

市川福祉部長

済みません。午前中、説明が不十分なところもあり、いろいろとご迷惑をおかけしました。

今回の補正につきましては、先ほど小川委員の質問にもお答えさせていただいたとおりでございますけれども、今まで手当を払っているシステムだったのを、そこから引き去る分、金額がある場合は引き去りができるようなシステムに改修するというのが主たる目的でございます。それを当然滞納の解消につなげていこうということでさせていただくわけでございますけれども、特に悪質な滞納者につきましては、負担の公平の観点から、特別徴収という考え方もやはり検討していかなければいけないのではないかなというふうに考えております。教育委員会のほうも教育長のほうに確認をさせていただきましたら、現在、この制度、給食費について乗っかっていただくということで、教育委員会内で詰めていた

だいているということでございましたので、10月の支払い開始には必ず間に合わせて行う予定でございます。

考え方といたしましては、悪質な滞納解消、それから、今後、滞納額が累積していかないようにこの制度を積極的に使わせていただきたいというふうに考えております。

中森慎二委員

なので、口頭ではそういうことになりますが、その辺のところを全庁的にこういう形の中でのシステム開発をするんだと。こういうような滞納者対策にこの新しい制度をどう使っていくのかというのをまとめたもので出していただいたらどうかなと思うんですが。

市川福祉部長

それでは、きょう中というのはちょっと難しいんですけども、書面のほうでまとめさせていただくことは可能でございますので、まとめさせていただいて委員の皆様にお配りするというところでよろしいでしょうか。

中森慎二委員

はい、結構です。

樋口博己委員長

いつまでにといいことはいいですか。

中森慎二委員

全体会までに出して。

樋口博己委員長

予算全体会まで。月曜日の朝には各……。

これは常任委員会の委員さんでいいんですか、配付範囲は。

中森慎二委員

午前中の小川委員のお話で、予算計上の財源更正の不便の話があったので……。

小川政人委員

もう理解ができましたので。

今、中森さんが来る前に委員長には話をしたんですけど、撤回を。全体会に送らんでもわかった。トータルでしか色がついておらなんだ。

樋口博己委員長

では、教育民生常任委員会の委員の皆様にも月曜日の朝までに配付をいただきたいと思えます。

市川福祉部長

了解いたしました。皆様にお配りをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

樋口博己委員長

よろしくお願いいたします。

豊田政典委員

資料の説明をもらったんですけど、保育料と書いてあるのは保育園。幼稚園はどうなったんですか。

市川福祉部長

公立の幼稚園についての滞納額はゼロということでございました。

豊田政典委員

私立。

市川福祉部長

私立の幼稚園につきましては、市が徴収をしておりませんので、各私立の幼稚園のほうに問い合わせをしないと教育委員会は把握をしておらないということでございます。

豊田政典委員

データはわかりましたが、先ほど中森委員とのやりとりで特別徴収の話を少しされていましたが、よくわからなかったのです。特別徴収を検討すると言われたんですか。

市川福祉部長

特別徴収についても、例えば、1子、2子で滞納があったまま卒園をしていって、また3子が生まれて入園された。しかしながら、また滞納しているというような悪質な滞納者の方が少数ですがおみえになります。そういう方については、悪質滞納者、そして、納付の意思が薄いということで、特別徴収の対象にしていきたいというふうに考えております。

豊田政典委員

午前中から昼休みを挟んで方針を検討し直して転換したと、そんなとらえ方でいいんですか。

市川福祉部長

徴収につきましては、過年度分については同意が必要ですので、過年度分のみ検討してございましたけれども、特別徴収についても今回のシステム改修に乗せていくことは可能でございますので、それは児童福祉課ともう一度、どういう人が対象になるということも含め、他市の状況も見ながら10月に間に合わせていきたいというふうに考えております。

豊田政典委員

悪質云々というようなことになると余計手がかかるので、特別徴収、期限立法みたいなことも書いてありますけれども、それはさておいたとしたら、一斉にやったほうが100%になるし、そのほうがいいのか単純に思いますけど、その辺の検討はもうしないんですか。

市川福祉部長

悪質であるなしの判断というのはなかなか難しいとは思いますが、現在、非常に生活困窮に陥っていらっしゃる方についても、相談なしに一律とめてしまうというような形になってしまいますと、それも児童の福祉にとってどうかというような面もございますので、極力相談に応じていただく努力をする。そちらのほうもあわせて行っていきたい

というふうに考えています。

豊田政典委員

そうすると、まとめてまた資料で、文書でいただくということですが、採決の時間が近いような気がするので改めて確認しますが、公立保育園、私立保育園の保育料については、滞納分については同意を求めて、個々に当たって、その結果に基づいて徴収できるものについては乗っけていくと。それから、給食費については、教育委員会の方針として確認してもらったところによると、同じ方法をとると。あわせて、今言われた、悪質と認められる滞納者については特別徴収を導入する。そんなシステムを開発していくんだと。それでよろしいでしょうか。

市川福祉部長

それで結構でございます。

小川政人委員

午前中の全体会に回すというのは撤回をしますけれども、この説明が……。

樋口博己委員長

マイクをお願いします。

小川政人委員

予算書は合うておるんやけど、説明のところの県支出金とかというのは違うておるわけなんですよ、2ページも4ページもこの資料でいくと。財源内訳のところでも2ページも4ページも違うておるんだけど、それはそれでもうわかったでいいんだけど、やっぱりこの地域支え合い体制づくり事業補助金で水沢の介護事業はここへ加えておかなあかんのと違う。変わっておるんやもんね。当初はこの補助金じゃなかったわけで、今度、この制度ができて初めて財源が賄えたんやで、それはここの事業、9番目の事業であることは違いないと思うんだけど、これでいくとあの事業は別の事業みたいに思われてしまうので、そこはやっぱり足しておかなあかなんだかなと思う。

市川福祉部長

補正額としては結局歳出では生じないわけですけど、財源内訳の県支出金の部分に足し込みをして、そして、歳出の部分については2月の議会で議決済みというような説明を入れたほうがわかりやすかったかもわからないということで反省をしております。

小川政人委員

しゃべらなよかったのに。そうじゃなくて、もう一つ、811万という、違って、1011万1000円やから、200万の事業は落ちていきますやんかと言っておる。最初に当初では決めたけど、当初はこの事業としてやったんじゃないもんで、この事業に変わったんやから、介護事業も地域支え合い体制づくり事業補助金でやったんやということはちゃんと明示しておくべきじゃなかったのかなという。

市川福祉部長

済みません。事業名変更が行われたということについて明記すべきだったと思われま。そのところ、済みません、資料のほうがつくり込み不足でご迷惑をおかけいたしました。申しわけございません。

樋口博己委員長

今後、資料のつくり込み、しっかりと精査いただきたいと思います。よろしく願いします。

他の委員の皆様、質疑はよろしいでしょうか。

(なし)

樋口博己委員長

それでは、討論がありましたらお願いしたいと思います。

(なし)

樋口博己委員長

なしと認めます。

それでは、議案第63号平成24年度四日市市一般会計補正予算（第1号）、歳入歳出予算補正、歳出第3款民生費、第1項社会福祉費、第2項児童福祉費につきまして、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

樋口博己委員長

ご異議なしと認めます。本件は原案どおり可決するものと決しました。

〔以上の経過により、議案第63号 平成24年度四日市市一般会計補正予算（第1号）、歳入歳出予算補正、歳出第3款民生費、第1項社会福祉費、第2項児童福祉費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

休憩

【協議会を開催】

再開

樋口博己委員長

そうしましたら、協議会はこの程度でおさめたいと思います。

それでは、福祉部におきまして所管事務調査、休会中を含めてですけれども、何かご提案ありましたらご発言をお願いしたいと思います。

また最後に改めて所管事務調査をお伺いする機会を設けますので、またそのときでも発言いただきたいと思います。

それでは、これで福祉部の審査を終了したいと思います。

理事者の皆さん、お疲れさまでした。

委員の皆様にお諮りしますが、昼から1時間たっておりますので引き続き教育委員会に審査を移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

樋口博己委員長

じゃ、しばらく委員の皆様、お待ちいただきたいと思います。

今、昨日資料請求がありました、一つは中学校保健体育課授業の武道種目に係る選択に至る経緯という資料2枚物と、今から審査に入ります平成24年度少年自然の家直営にかかる社会教育課職員の経費についてと、こういう資料が今配付されておりますので、ご確認いただきたいと思います。

今、昨日資料請求がありました少年自然の家の人件費の件と保健体育の資料を配付されておりますので、ご確認いただきたいと思います。

理事者の皆さんおそろいでしょうか。

ただいま傍聴の方が、今、入られておられます。

それでは、教育民生常任委員会教育委員会の審査を再開させていただきたいと思います。

昨日、補正予算の第1項の教育総務費に関しましてはご議決いただきましたので、第5項の社会教育費のほうで少年自然の家ということで、説明は既にいただいておりますので、きょういただいた資料を説明いただいた後に皆様から質疑をいただきたいと思います。

あいさつはよろしいですね。教育長、よろしいですね。

田代教育長

控えさせていただきましようかね。済みません。

樋口博己委員長

それでは、説明を求めたいと思います。

伊藤社会教育課長

よろしく申し上げます。

A4、1枚物の追加資料でございます。

平成24年度少年自然の家直営にかかる社会教育課職員の経費についてというタイトルのものがございます。

1番、臨時職員人件費202万8950円。これにつきましてのみ、今年度、追加の人員の分でございます。

それから、2なんですけれども、所長、副所長が休日出勤をいたしましたものにつきまして、管理職特別勤務手当ということで、22万4000円でございます。これにつきましては、

4月当初、引き継ぎにかかわるもので、出勤をいたしました分2万4000円と、それから、今年度、主催事業にかかわる休日出勤、日帰りが13回、宿泊が合計延べ8日間ございますので、これを換算いたしまして20万ということでございます。

それから、下のほうですけれども、3番、担当職員の時間外勤務。これにつきましては、4月の実績が95時間、5月実績、66時間、以下6月以降の見込みを一月60時間と換算をいたしまして年度で計算をいたしますと約190万の時間外ということございまして、この表のページにつきましては今年度執行予定分の額ということで、415万5450円という資料のほう、表のほうをつくらせていただきました。

裏のほうをごらんください。

表に対しまして裏の4番のところは、目に見えない部分と申しますか、現在、小学館集英社プロダクションに業務委託を行っておりますが、その上でまた私どもの課のほうに直営ゆえに行う業務ということで、事業を洗い出して算出をさせていただいた時間数の資料でございます。少し説明を申し上げます。

6月18日までに、(1)ですが、日常的な業務を270時間洗い出しました。日常的な業務と申しますのは、ここに8項目挙げさせていただいておりますが、担当職員が現地、朝の打ち合わせに出席をしたり、あるいは、施設使用許可や利用者の声を把握したりという日々の仕事がございますので、課長や室長、担当、嘱託などなど、全員が今までにどれくらいやったかという、分で計算をしたもの合わせまして6月18日までに270時間を算出いたしました。これを1年に換算をいたしますと、270時間に12カ月を掛けて6月18日までは2.6カ月分になりますので、それで割りますと日常業務が1年間1246時間かかってくるという算出でございます。

それから、日々の業務じゃなくて、(2)ですけれども、随時の業務というのも9から18番までこのようなものがございます。ふれあいの森というところの作業など、あるいは、消耗品の購入も今年度は当課のほうで小プロさんの在庫の状況などを聞きながら購入などをしておる経理などなど、項目を洗い出しまして、これもみんなの分を合わせますと6月18日までが177時間ということでございますので、1年に換算いたしますと817時間でございます。

それから、(3)ですけれども、直営を迎えるに当たっての切りかえ業務。例えば19番ですけれども、19件の委託業務契約をするに当たるなどなど、行いましたものも全職員の中で83時間という算出を行いました。これを計算させていただきますと、目に見えない部

分ではございますが、当課、今年度、直営で張りつく時間ということで、2146時間を算出させていただきました。

簡単な資料でございますが、説明は以上です。

樋口博己委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

それでは、皆様のほうから質疑をお願いしたいと思います。

石川勝彦委員

一昨日、時間切れできょうになりましたけれども、直営に伴う業務委託一覧表の8ページを見せていただきますと、契約済みのものというのと今後契約予定のものがありますが、これ、入札をしておるものもあろうかと思いますが、入札についてはともかくといたしましても、契約金額、あるいは業務量、そういったことについてどこまで精査されているのか。地方自治法の施行令の167条の2項、これは随意契約ですけれども、この随意契約についての内容のものがかなり、例えば点検業務、保守点検とか、こういったものが非常に、契約済みの中にも、あるいは、今後、契約予定のものの中にもありますが、50万を越えないものについても合い見積もりをとるということですね。

それから、競争入札に適さないものがあるかないかということとか、あるいは、緊急のために競争入札ができないとか、競争入札するということが不利であるというふうなことで、そういったことが大体167条の2項に示されておりますわけですけれども、この契約済みのを見ますと、例えば、3番目の浄化槽管理業務128万ということですが、前年度と比べると若干上回っておりますよね。

それから、6番目の保守管理業務というのは、三重県で中部電気保安協会しかないんですね。こことの、一つしかないからということですが、既に金額、高いですよね。どうして高いのか、それをどういうふうに精査したのかですね。

それから、10番目については若干下回っていますよね、清掃業務が。これはどういうふうにされたのか。これは50万円以下ですから課長の判断ということになるでしょうけれども、それから、14番の株式会社山田建築設計の建築物定期点検業務というのがありますが、これはかなり下回っていますよね。これはどういう意味合いなのかということ。それから、契約予定のものについては今後どういうふうにされていくのか。これ、トータルが委託料

として6300万という数字が出ております。この6300万という数字の中で、今、多少気になるところ、どこまで精査したのか、基本的な考え方がどこにあるのか、どなたが責任を持って外部委託したのか。いわゆるコスト意識がどこまであるのかということが最終的に教えていただきたいところでありまして、保守点検とか、こんなことはざっとしても保守点検なんですよね。一生懸命やっても保守点検なんですけれども、期限が来てなかったら、いわゆる耐用年数が来てなかったら保守点検というのはほとんど必要ない。車でいうと世界で日本だけですよね、車検しておるのね。それと同じようなことが言えるんですけども、公共の建物ですので当然点検業務というのは必要になってこようかと思いますが、いわゆる右から左へという形になっておるのが非常に多い。この辺の点検について、社会教育課としてどのような取り組みをなさっておられるのか。常日ごろの取り組み等を含めてお聞かせいただきたいと思っております。

伊藤社会教育課長

資料8ページの契約についてご質問をいただきました。

今年度、直営ということで、3月の末から前年度の委託の仕様の中身、それから、20年度、直営時での仕様の中身を再検討いたしまして、今年度の仕様がどうあるべきかというのをまず検討した上で、それぞれの金額などに基づいて一番適切な契約方法というのを調達などに確認をしながら契約を進めてまいりました。1番から4番までは緊急に必要ということで単独随契を行っておりますし、それ以降、9番と11番については入札を行いました。4社で入札を行った結果であります。あと、それ以外のところは基本的に2社見積もりがほとんどでございますが、5番と6番につきましては、施行令第2項、競争に適さないということで、先ほど石川委員もおっしゃいました6番、中部電気保安協会につきましてもこちらについての単独随契という、そのような整理の仕方をまず行いました。

ご質問にあります3番の自然の家浄化槽の値段が高いという点につきましては、週1回の点検というのが浄化槽はあるんですけども、ことしの回数が52回ということで、回数をきちんと仕様書にうたったところ、この回数ですとこの金額であるということで決めさせていただいたところです。

あるいは、6番につきましては、金額が中部電気保安協会さんの単独随契ですが、値段が上がっておりますのは、これは理由がございまして、昨年度、電気の受変電装置の更新を行いまして容量がふえたということで、点検の金額も上がったというようなことで、今

年度すべて仕様の中身をもう一度再点検した上でのごさいます。

あと、10番の給水設備と、それから、14番につきまして値段が下がっておりますのは、こちらのほうは、10番につきましても中身をきっちりと精査した上で、50万以下ですので、当課のほうで原価契約で2社見積もりをとりました。2社見積もりの考え方は、前年度の業者と、あと、20年度に見積もりをとった業者なんですけれども、これはとったところの非常な精査、努力をいただいて金額が下がったものだと考えております。

それから、14番につきましても本当に下がっておりますけれども、14番、株式会社さんに今回とっていただくに当たって大変値段を下げてくださいということで、仕様書の中身は十分満たしておると考えております。

以上です。

石川勝彦委員

入札、随意契約ともに今の説明は何も言うことないというふうに私は申し上げさせていただきますが、委託料の総額が6300万というこの数字と今後契約予定のものという、この中には随意契約が三つと入札が一つありますよね。これをどういうふうに精査するかによってこの金額、委託料が若干下回ってくるということも考えられるわけですが、その辺のところ原価契約をする、いわゆる原価意識をしっかり持っていただいて、どの部署においてもどの業務委託にしてもしっかりと精査能力を持って対応していただくように、これは教育委員会全体について言えることだと思いますが、今お聞きしたところの少年自然の家については的確に業務委託に対する対応がしていただいてあると、このように認識させていただきますので、どうぞ今後とも引き続きそのような方法を取り進めいただきたいというふうに申し上げて、終わります。

樋口博己委員長

他に。

小川政人委員

いろいろ少年自然の家を直営にすることによる収入が1500万ばかりあって、それから、経費が補正では478万か、当初予算から差し引きして478万円なんだけど、当初にこれは頭出しをして、直営による費用経費というのはもちろん当初にはのっていない。これ、僕ら

悪かったんやけど、指定管理を否決したときに本当は予算を直しておかなあかなんだ。勝手にやれやんのやわな、予算に何も無いんやから。実はやれやんことを応急でやってきておるわけですけれども、本来なら当初予算を修正するなり、それから、もっと早に補正予算を組むなりしなくてはならなかった。僕らも気がつかなくて、これは僕らも悪いんやろうと思うんやけど、そこで、きょうのペーパーでいただいた少年自然の家直営にかかる社会教育課職員の経費というところで行くと、2番からは、これは当初にみんな、みんなとは言わんけど、手当がちゃんとしてあって、時間外の部分については多少の狂いがあるって最終に補正をすればいいんだけど、臨時職員の人件費というのは、これはのってないと思うんや、全然当初にね。そうすると、これはやっぱりこの補正で上げるべき金というふうに思っておるんやわ。臨時職員の人件費というのは本来補正で上げて、これが補正で通ってから本当は雇うべきなんやけど、早く雇ってしまったのはあれなんだけれども、そういう金やというふうに思っておるもんで、ここはやっぱり経費として歳出に臨時職員2名の人件費を補正で上げるべきというふうに私は思っておるんやけど、これ、どう考えておるのかなという。

樋口博己委員長

答弁はどなたが答えていただけますか。

伊藤社会教育課長

こちらにつきましては4月当初から追加ということで、必要ということでもう既に配置をしておるものがございますけれども、所長が正職員で配置ができなかったために臨時職員を雇用ということで、教育総務費の事務局費、職員の代替賃金予算という考えで考えておりまして、11月などのしかるべきときに補正などを行うという考えで教育委員会のほうは現在おります。

小川政人委員

教育総務費ってようわからんけど、項をまたいで流用できるのかな。これ、社会教育費の人件費でしょう。少年自然の家にかかわる人件費やから、教育総務費とはちょっと違うと思っておるし、教育総務費は教育総務費で当初の予算を見ていると、いっぱいいっぱい、臨時職員の賃金というのは余分、2人あるわけないんやで、もう目いっぱいやっておるん

やで、それでいくと、予算に裏づけのないものを勝手にやっておる。2カ月間やっておったんやけど、これからもそれをやろうとしておるわけで、予算に縛られる、予算が認めてないものについて勝手にやれやんようになっておるのが歳出の仕組みやろうと思っておるんやけど、そこでいくと、ここで一遍きちっと直さんとあかんのと違うかなと思っ、社会教育費の臨時職員の賃金を計上して上げていかなあかんのかなという思いがあるんですよ。

やっぱりこれも流用してという話、先組みして後から12月に補正で直すわという話なんだろうけれども、もともと費目が全然違うし、流用の範囲外があるということと、それから、初めから足らんとわかっておるのをここで補正を組むんやで。組まんのならええけれども、初めから足らんとわかっておる補正の組み方と、予算の組み方というのはいない話やで、そこは人を雇ってやるという部分についてやはり経費にきちっと上げて使っていくということがないと。このまま臨時職員というのは予算書には全然出てきませんに、社会教育費の中で、少年自然の家関係の中でね。出てないことを勝手にやっていくのかという話になると、それは何のための予算審議やという話になるもんで、ここはきちっと。社会教育費の中の7番、賃金として202万8950円となっておるのか、あんたらの計算は。それは上げるべきという思いなんだけど、この間、委員長にもお願いしたいけど、このことについては全体会議でやりたいなと思っおるんやけど、修正かけるべしと私は思っおるもんで、その辺の考え方をどうする。今までの整合性、ないやろう。教育総務費のまま流用していってええのかなという、ようわからんのやけどな。また財政にも聞かなあかんと思っおるんやけど。

田代教育長

小川委員からご指摘の、臨時職員を配置して、現地のほうにおいて連絡業務等をやらせていただいているということがございます。それで、これは補正予算を上げていくときに財政ともこれについてどういうふうな扱いにするかということは一応私どもも調整したわけですが、小川委員言われました今回の判断としまして、人件費に伴う経費について、通常ですと11月、12月、役所全体の、そこで補正できちっと明示して上げていくというふうなことがございます。例えば、職員の欠員を補うというふうなことになりますと、例えば病気で休んで、それを臨時職員云々とかいろいろ出ますし、場合によって、例えば、夏になりますとよくあります人勧とかそういうのも出ますし、そういったものを全体的に調整

してということになります。

ただ、小川委員言われましたように、今回、自然の家の経費。これは指定管理者から直営になったということで、はっきりトータルをわかるようにしたほうがいいというのは、これはそういうご指摘も私もわかりますし、明確にする必要があるというふうに思います。そこで、6月について、今回は全体の中で調整するということを判断しておりますが、今、ご指摘で、委員の皆様のご意見等をいただいて、例えば、これは8月定例会議とか次のときにきちっと明確に上げさせていただくというのも一つの方法ですし、この辺のところは財政ともきちっと詰めさせていただきたいというふうに現在のところ考えております。

小川政人委員

12月の補正は社会教育の職員でも一たん当初に上がっておるやつを精算をするだけの話で、細かく精算をしていくだけの話で、この2人の職員というのは、当初には採用するというは何もないんや。だから、調整するもせんも、新規に雇うので、当初予算には何ものってない話な。そういうところでいくと、当初予算にのってないことをやっていくということ自体があかんと思うんや、予算の事前性の原則という部分でいけばね。本当は4月からもう雇っておるんやで、3月中にはこの予算をきちっと組んで、それから雇用が始まるというのでなかったら何のための予算というのがわからんし、それは、気がつかなかったのは議会も共同責任かなとは思っていますけれども、ここに来てきちっと6月補正で出すのに、6月補正ってまだ議会、教育長の言い方やと、もうこれは通して8月で直すわという話なんだけど、ちょっと違うと思うんやけど、今から直すのが僕らの仕事やと思っておるんやわ。教育長が間違っておると思ったら議会がきちっと直して、これはやっぱり予算としてきちっと組み込むべきものであって、それからきちっと事業をしていくもので、8月になったら8月定例会議で直すべきという部分の仕分けじゃなくて、きちっとしたほうがいいもんで、その辺の修正案をつくってみたんですけど、これがみんなの賛同を得られるか得られやんかちょっとようわからんけど、つくってきたで、配ってよろしい。

樋口博己委員長

はい。

小川政人委員

簡単に説明すると、歳出歳入をこの202万8950円、歳出も歳入もプラスするわけですが、歳出の部分でいくと、少年自然の家管理のところでは社会教育費のところ、7番、賃金の202万9000円、約ですね。小数点、省いておるのかどうか、四捨五入しておるのかどうか知らんけど、そこを足して、これ、雇う費用だから当然見るべきものやと思っておるし、そうすると歳入が足らんようになるもんで財政調整基金の取り崩しを202万9000円やって、そして、歳入のところの基金繰入金をまた202万9000円ふやしていくわけやな。そういうふうなことを手作業で簡単にできるもんで、現在の事業にあわせた予算にしようと思うとね。そういうことをするべきかな。

だから、ページ順に言いますね。6ページでいくと、繰入金のところを、9700万を9727万6000円……。余り細かい説明をせんでもええ。もし全体会に送ってくれるんやったら、そういう考え方としては賃金を予算にふやして、歳出ふやすで歳入もふやさなならんもんで、それは歳入の財政調整基金から取り崩して繰入金として歳入に入れていくという形で、それは歳入の財政調整基金から取り崩して繰入金として歳入に入れていくという形で、すぐに直るもんで、8月まで待たんでも別段直る予算ですので、できたら間違っておるまま8月まで突入するよりも、せっかく新しい補正をここで組むんやで、間違えた部分だけは直しておいたほうが私はいいと思いますけど。

樋口博己委員長

少し理事者のほう、資料がまだ一部しかないということなので、済みません、1時間たっておりますので、その辺ちょっと理事者のほう確認いただく時間ということで、10分ほど休憩をさせていただきたいと思います。

時間も、休憩がありますので、これが一部しかわかっていませんで、内容を確認いただくということと、あと、昼の中学校保健体育授業の武道種目に係る資料も出ておりますので、これは皆さんご確認いただくということでご了承いただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

中森慎二委員

ちょっと休憩の前に確認。

小川さんの話で、全く正論だと思うんです。ただ、一般財源の中の既決予算の中の範疇の臨時職員の雇用という部分の解釈は本当にできないのかできるのかというところが、教育総務費の中の臨時職員の雇用の人件費を持ってきているという部分が間違いなのかどう

かということ、そこだけやと思うんですわ。間違いだと言うんやったら小川さんの言うような修正も伴うと。だから、それも行政範疇の中の部分ですよと言うのであれば、議会在否決したことによって混乱期の中でこうなってきた事態の中で、本来の形により近いものではないかもわからないけれども、やむをえない措置かなと私は思うので、その確認が一番重要かと思うので、そこもあわせて、財政の考え方も含めて聞いておいてください。

小川政人委員

そこは項間の流用ができるのか、それから、財源がいっぱいあっても初めからこの202万というのは足らんということがもうわかっておるわけで、わかっておるものをここで、せっかく事業で補正を組むのに、財源のないまま補正を先組みして組んでいくということ自体がおかしいと思うので、財政に確認するなり何なりしてもらえばいいと思うんやけど、既決予算ではちょっといかん部分のところがあると私は思っておるもんで。

以上。

樋口博己委員長

そうしましたら、少し財政と確認いただくということで、25分再開とさせていただきますと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

14 : 10 休憩

14 : 28 再開

樋口博己委員長

それでは、時間となりましたので、教育民生常任委員会予算分科会を再開させていただきます。

冒頭にこれからの進行についてお諮りしたいと思いますが、まだこの後、補正予算の後、自己実現、また、(仮称)大矢知中学校新設等の項目もありまして、その後に協議会もありますが、時間も大分押してしまして、できたらこの協議会に関しては日を改めて審議をさせていただきたいと思っております。具体的には26日、来週の火曜日、予算の全体会の予備日になっておるかと思うんですが、その日に協議会という形でさせていただきたいと

思うんですが、どうでしょうか。

小川政人委員

実は、修正案は一応お見せしたんだけど、これについて全体会に上げてもらえれば、そんなにここで深く議論せんでも全体会で議論ができるもので。

それと、財政部長に来てもらうけど、総務のほうで歳入について全体会に送ってくれということをお願いして、総務は全体会に歳入を送るようになっておるもので、これとあわせてセットで動かんと話にならん話で、歳出をいろいろもんで歳入がいろいろざるを得るところを見るとね。そうすると、あと、説明は多分、せっかく来てもらうたんやで考え方の説明だけはしてくれるんやろうと思うけど、そんなに深く僕はここの場で議論をしようとは思ってないもので。

それと、せっかく協議会を期待して来てもらう人がそこに5人もみえるもので、何とかきょう中に協議会まで入るのかなと思っておるんやけど、どうなんやろう。皆さんの意向に従いますけど。

樋口博己委員長

進行状況にもよりますが、教育委員会の予算に関しましても分科会重視ということで、分科会でしっかりと議論をさせていただきながら、全体会に送るべきときは送るということで考えておりますので。

豊田政典委員

10番まで。

樋口博己委員長

はい、10番までです。

豊田政典委員

やるの。

樋口博己委員長

自己実現と（仮称）大矢知中学校までは進めたいと思います。その後の東西橋北小学校の統合と四日市少年自然の家。この協議会において26日でどうでしょうかというご提案であります。

そういうことで、まずは先ほどの審議を再開させていただきたいと思います。

そうしましたら、倭財政部長に来ていただきましたので、今回のこの補正予算の組み方について答弁をいただきたいと思います。

倭財政経営部長

財政経営部長の倭でございます。

内容といたしましては、少年自然の家の臨時職員の考え方というふうなことでよろしいかと思っておりますけれども、今回、少年自然の家につきましては、4月から直営という形をさせていただきました。直営ということで、少年自然の実際の運営に当たりましては、職員を配置すべきというところでございますけれども、今回そこら辺の配置ができないということで臨時職員を配置してその業務に当たらせるという、まず、基本がございます。

そういった中で、この臨時職員につきましてはの予算づけでございますけれども、職員が欠けた場合、欠員等ございます。例えば、病休でありますとか産休等、それから、あと、突発的に業務がふえて職員を配置するとか、そういう形での対応というふうなところで、臨時職員について、例えば、教育委員会ですと教育総務課にそういう予算が組みまわっております。市長部局ですと人事課のほうにそういう形の欠員に関する予算という形で組んでおりまして、そういう予算が今現在組みまわっております中で、今回の少年自然の家の臨時職員については、本来、職員を配置すべきところを配置できなかったということで、欠けたと、欠員が生じたというふうな考え方のもとにこの事務局費、教育総務課が持つてございます事務局費を充てさせていただいたというふうな考え方でございます。

今後につきましては、執行におきまして、当然不足額等生じた場合については補正をさせていただきたいというふうなところで考えておるところでございます。通常、臨時職員の補正につきましては、人件費とあわせて12月というのが普通でございますけれども、当然執行段階で執行できないという場合もございますので、例えば9月、8月、次回の定例月議会での補正というところも視野に入れながら対応させていただきたいというふうな思いで、今回、予算を計上させていただいたというところでございます。

考え方は以上でございます。

小川政人委員

初めから欠員補充なら欠員補充の予算が教育総務課にあるということはわかるんだけど、少年自然の家を直営にすることによる新しい臨時職員を雇うということについては、当初予算にも何も出てないし、今回の補正にも出てないとすると、やれやんのか。この前も聞いたんやけど、このまま予算を可決、認めてしまうと、臨時職員、本当は雇えやんのかなという思いもあるわけですよ。頭出しを何もしてないもんで、例えば、きょう福祉でやった子ども手当のシステム変更やったら、県の予算が6月に1350万来るのに、頭出しで先やらなあかん部分があって200万予算を組んでおるわな。それならそれで理屈に通っておるんやし、それはそれでそういうやり方があるんやろうと思うんやけど、ここについては、賃金については何の頭出しもできておらへんもんで。

それと、もう一つは、社会教育の職員が実際臨時職員を雇わずにいくということで残業手当がふえるというならそれはこのままでいいんやろうと思っておるんやけど、本来この6月まではそうするべきやったのと違うかなと思う。勝手に臨時職員を雇うということは、予算の裏づけがないものを雇っておったこと自体も私はおかしいのかなと思う。それはいろいろ我々のほうも気がつかないんだであかんのかなというふうに思っていますけれども、そこは社会教育の職員が、今、予算に入っておる中の職員がここ2カ月間ぐらいは頑張らなあかなんだと違うかなと思うんやわな。それから、予算できちっと臨時職員の手当ができてから臨時職員を雇うべきものやというふうに私は思っておるもんで、その辺の議論もしたいし、そこでいくと、予算が足りないとわかっておるのに何で6月にここで修正できやんのかなという話さ。8月、9月にやりましたという話じゃなくて、予算を組むときに初めから足らん予算を組まずに、きちっと財源を明示して予算を組むべきやというふうに思っておるもんで、それはもうここできちっと出しておいて、修正なりして出して……。ただ、嫌なのは修正するのが嫌なだけの話であって、それだけの話じゃないですか。もっとまともな議論に持っていくと、直すべきときは直しておいたほうが、予算を立てるべきときは立てておいたほうがきちっといくと思うもんで、それはやっぱりやらんとおかしくなるのと違うかなと思っている。

倭財政経営部長

今、小川委員のほうから、まずは社会教育の職員でやってというふうなご意見もいただ

いたわけでございますけれども、現実、この少年自然の家に回していく中で、現状として社会教育課の職員につきましてもそこら辺相当な負担という形で関連して業務に当たっていくわけでございますけれども、現実的な対応というところでの臨時職員の配置というのが必要になってまいったというところでございます。

先ほどの予算でございますけれども、当然欠員というところもでございますけれども、こういう突発的なものについて総括的な事務局全体のというふうな予算、臨時職員の対応というふうな予算でつけさせていただいておりますので、先ほど説明をさせていただいたように、例えば、市長部局におきましても人事課で相当額の予算を組ませていただいて対応しておるといふふうなそういう形で、必ずこれについて欠員補充分ということと違まして、突発的な対応とかそこら辺も含んでというところでございますので。

ただ、小川委員さん言われましたように、そこら辺で現状、今、ある程度不足額が見込まれるというふうなところがあるんですけれども、そういう緊急な対応をする、トータルでマネジメントするような賃金というふうな考え方のもとに予算をこれで充てさせていただいた、執行させていただきたいという思いで現状の形をとらせていただいたというふうな考え方でございます。財政としてはそういう考え方のもとに予算を計上させていただいたというふうなところでございます。

小川政人委員

突発的と言うけれども、2月月議会が終わって予算と同時に審査したもんで余計あかなんやろうと思うけれども、そのときに、指定管理者を否決したときに予算も組みかえておかなあかなんだのかなという、我々も、私もそういう思いでおるわけやけれども、それから1週間ぐらい期間があるわけですよ。その中で、突発的じゃなくて直営にするというときは、臨時職員を雇うということはもう決めておったわけや。そういう説明を我々は受けておるもんで、それについて、臨時職員の予算については補正で予算をつけてやっていくというのが一番大事なのかなというふうに思っておるわけ。

そういうのと、それから、教育総務費の予算で調整するんやと言うけれども、余分な予算はあらへんの、教育総務費の人件費の中には、賃金の中に。これ、目いっぱい人を雇っていますやん。博物館の館長とそれから事務補助5名分の633万1000円で、その200何万というのはもうあらへんわけで、先にくっていくという、一遍にこの人件費、年間払うわけじゃないでくっていくという話なんだけれども、もう既にここで足らんということがわか

っておるわけや、200何万というな。足らんとわかっておるんやって、ここで補正を起こしておるわけや、6月のこの議会で。そうしたら、補正で起こしておるんやったら、足らんとわかっておるのはちゃんとつけておけば何も……。事業に反対しておらへんのやに。これはきちっとつけておかんと、僕は雇うこと自体も地方自治法上おかしいことにならへんかなと思っておるんや。もう今まで雇ってきておるけど、それは本当は無理してでも、えらいけれども、本来でいけば予算がついていないんやから人は雇えやんで、社会教育課、そこからの人たちが手分けして本当はこの分の仕事もせなあかなんだやろうと思うけど、そこまではさかのぼれとは言わへんけれども、ここでせっかく補正を上げてきたんだから、それはきちっと要るものは要るということをつけていくということが私は大事なのかなという。このままいって頭が全然出ておらん、臨時職員、雇えるのかなというのもおれは疑問やなど。

中森慎二委員

小川委員がおっしゃることは小川さんの持論の話なので、委員会としてそれをそうすべきかどうかということは委員長のほうで諮っていただければどうかと思っています。

今の理事者の説明でいけば、教育委員会事務局全体の臨時職員の雇用の補正予算の中で対応したと。それが財政当局が言っている、例えば、今は教育部局の話だけれども、市長部局でいえばこういうことでしょう。例えば、環境学習センターの指定管理者が否決されたということであれば、人事課にある人事職員の予算を使って環境学習センターに臨時職員を派遣するのと同じだと、そういうことですよね。だから、そういう意味における臨時職員のグロス予算の中で、行政の裁量の中でやったと。全体的な予算が足らなければその時点において補正をお願いすると。そのタイミングが12月なのか2月なのかよくわかりませんが、そういう考え方でいいということでしょう。だから、手続上別に問題もないし、小川さんが言われることは本来の形かもわかりませんが、別にそれで差し支えがないじゃないかと私は思うので、それでお諮りいただいたらどうかと思います。

小川政人委員

今の意見には賛成しかねるんやけど、もともと5月の予算に入っているんならいいけれども、全然グロスに入っていないし、人を雇うという、直営にするということ自体が当初予算には何もなかったわけで、それについての人件費というのは何ら考えてなかった人件

費。それを新たに起こしていくということなんだから、きちっとここで……。補正を組まんのならいいけど、補正を組んでやっていくんやから、そこはきちっと人件費を出していくべきやと私は思っている。そのための議会で委員会があるんやで、何でも通したらええというふうには私は思っていない。

樋口博己委員長

小川委員からは予算の組みかえはどうかということで、中森委員からは、今までもやっている範囲の中での流用だということだと思います。こういったご意見が出ておりますけれども、ぜひともここで議員間討議という形で他の委員の皆様からもご意見をちょうだいしたいと思います。

豊田政典委員

一つは、きょうやるかどうかわかりませんが、協議会で少年自然の家の指定管理に戻す話をすると思うんですけど、改めて補正で直営だったら幾らだという議論を今していますよね、まさに。その中に臨時職員2名というのが含まれているわけですから、直営の全体像というか、経費がどのくらいかかるんだというのははっきりさせておくというのは筋だし、筋論から言えば修正するんでしょうけれども、いずれにしろ、全体会でみんなで議論して決めていけばいいことだと思うのが一つ。

それから、聞くところによると、総務委員会では歳入でその部分を全体会に上げていくことが決定したと聞いていますから、教民としても別に上げることで決定するわけじゃないので、同じ歩調を合わせて上げていけばどうかなと思いますけど。

中森慎二委員

総務委員会が上げていったというのがようわからんのですが、何を問題にして総務委員会は上げているんですか。歳入しか権限はないじゃないですか。歳入上に問題があるという話なの。

小川政人委員

議員間討議で、私のほうが議案質疑のときに歳出問題ありということで言って、歳出をなぶると歳入をどうしてもなぶらなならんものですから、歳入不足のままの、今、208万

というのは本来歳入不足になるのはわかっておるけど、後で補正しようという部分でいくと、この賃金を、202万8000円を上げようとする歳入の額を変えなならんのですよ、歳出の額がふえるもんで。そういう問題が生じるから、総務委員会もきちっと全体会で一遍考えてほしいよという話をしておるもんで。

中森慎二委員

これは越権行為で、教育民生が歳出としての208万が入ってないことを補正すべきだという話があってからの歳入の出面の話じゃないのかな。

小川政人委員

越権行為って越権行為じゃないですよんか。総務委員会の委員の人にそういう話をしておらる中で委員会で決めてもらうわけですから、僕が委員会を延ばせと言ったわけじゃないよ。

中森慎二委員

歳出に関して教育民生分科会で審査をして、この200万円という臨時職員の人件費を新たに歳出に組み込むべきだということが決まってからの話じゃないの、思いとしての。それを今ここで議論しているわけでしょう。

小川政人委員

うん。歳出が議論で変わることもあると、歳入を決めてしまうと一緒やないですか。歳入を決めてしまったらもう歳入は動かせやへんもんで、歳出を動かせやんのと一緒に、歳入と歳出のバランスはきちっととっていかなならんのですから、歳出が変わる可能性があれば当然歳入も変わる可能性があるもんですから、そこは……。だから、これこそ予算委員会で歳入歳出あわせて全体会で議論すべき問題やなと思っておるよ。

中森慎二委員

だから、それであれば何も、歳入について総務委員会分科会で留保しておいてもらえばええだけの話で、変える、変えないの話じゃないという話。

小川政人委員

だから、総務委員会は変えると言ってない。全体会でやろうということをおっしゃっている。

中森慎二委員

だから、上げる内容が何かわからないと僕は言っている。だから、歳入を留保したいというのならわかるという、それだけならね。それ以上のことに及ぶのは越権行為じゃないかということをおっしゃっている。

小川政人委員

いやいや、歳入についてまだ決めてないという、全体会で諮ろうという決め方なんだから、何も私たちが越権行為をおこなっているわけでも全然ないし、そうやろう。

中森慎二委員

いえいえ、だから、留保しているというのならわかりますよと言っている。留保したから全体会に上げるという話でしょう。

樋口博己委員長

まずは、当委員会がこの少年自然の家の補正予算を審議させていただいていますので、当委員会としてどういう議論をしてどういう結論に導くかということですので、総務委員会の判断はまた別の判断だと思っておりますので、少し軌道修正をお願いしたいと思います。

山口智也委員

意見表明になるんですけども、厳密には小川委員のおっしゃることも当然かと思えます。しかし、今回、急遽直営になったという事情もありまして、理事者のほうも総務費での計上で修正も今後しっかりしていくということの説明がありましたので、今回は良しというふうにお考えです。

以上でございます。

小川政人委員

議員間討議で、今の山口さんの話やと、委員会って何のために委員会をして、議会って

何のために議会をするんやって。間違っておるで、まだ決まってないんやから、ここで直すのが議会であり委員会であると思うもんで。間違っておるから8月の次の議会に直しますという話はちょっと違うかなと思うんやわな。だから、ここで我々がこの予算のつくり方が正しかったのか正しくなかったのかという議論の中で、もし本筋が修正すべきということであればやはりここで修正なり、それから、これは分科会の話やから、全体会で全員の意向を聞いて、それを決するべきやと私は思っているんやわな。

村山繁生副委員長

今やってもらっている議論と総務委員会が全体会に上げるという論点は、もとのところは一緒だと思うんですね。だから、2点あって、一つはグロス予算、いわゆる教育総務費のやつを使ったということと、それは別に手続上問題がなければそれでいいということ。それから、小川委員がなぜ6月議会に補正で上げなかったということを、せっかく倭部長お越しいただいたんですから、そこを明確に、皆さん納得していただけるように説明していただければ別に全体会に上げることもないと思うんですね。だから、そこは小川委員も納得いかないところだと思う。なぜ6月に補正で上げなかったということじゃないですか。

小川政人委員

だから、納得いかないから僕は修正すべきやという。

村山繁生副委員長

だから、そこを納得できるような答弁があれば、別にそれはそれでいいと思うんです。どうですか、部長。

倭財政経営部長

先ほどこのようなといいますか、職員が欠けた場合、また、突発的なものに対する予算でございますけれども、通常は12月議会で人件費と一緒に補正をさせていただいてございます。それはなぜかと申しますと、例えば、産休とか病休、育休になりますと、正職が例えば給与カット分とかがありますよね。それが臨時に分かれるところもありまして、その整合をとる意味で、正職の人件費と合わせるような形でこういった臨時職員の賃金につきましては12月補正で上げさせていただいておるといふうなところでございます。

ただ、今回、今後執行していく段階で当然執行ができないということはあきませんので、次回の定例月議会の補正も視野に入れながら、執行を見ながら、必要に応じて補正をさせていたいただきたいという思いでございます。

以上でございます。

村山繁生副委員長

ですから、今、通常ですと12月の予算の補正を上げていたということ。だから、6月に補正でこの金額を上げなかったということは、今までのやり方でこういうふうなやり方をしたということなんですか。

倭財政経営部長

先ほども説明させていただきましたけれども、突発的な臨時の必要が出てくるときにそういう対応というふうな意味合いがありまして、臨時のある一定の枠を設けさせていただいておるといところがございます。今回、急遽直営になる中で、教育総務課の事務局が持っておる臨時でまず執行させていただいたというふうなことでございます。これはこちらの判断としてそこからまずは執行させていただいたというところでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

村山繁生副委員長

ですから、小川委員がおっしゃっている、それが間違っているから修正しなきゃならないということですが、その説明を受けると別に間違っているというふうな感覚は私はないんですけれども、別にそれは手続上間違っていないということでもいいんですね。

倭財政経営部長

財政といたしましては、そういう考え方のもとに判断させていただいて処理をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

石川勝彦委員

先ほどから財政部長が言われているように、説明していただいているように、こういう

ことは全く突発的で、小川委員言われるように、1週間あったじゃないかということですが、これはやむを得ないということで、今後に向けて対応していただければいいのではないかなというふうに思います。小川委員の言われることも一理ある、二理あります。しかし、今言いましたように、やむを得ないんじゃないのかなと、そういうことで、財政部長のたびたびの説明について特に問題は私はないように思います。

以上。

小川政人委員

今の石川さんの意見なんですけど、1週間あったやないかというのは、当初の修正を先に、3月にやるということなら1週間あったんだけど、それから2カ月たって6月なんやわな。だから、ここは直営の予算を全部補正で上げてきておるわけや。その中で賃金だけ抜いてしまったという部分があって、それは教育総務費の欠員補充の賃金のところを流用したと言うけれども、教育総務費の中の賃金で6名分見ておるんやわな。6名分ともきちっと今も雇っておるわけや。事務補助が5名おって、それから、博物館の館長が1人おる。その予算はもう全部執行される予定なんや。そうすると、2名分の部分という金は全然出てないからな。そこで2名分足らんのはわかっていますやんか。わかっているときに2名分予算を組んでおくのが普通の家計の話であって、予算も組まんとなんて物を買おうなんてできへんもんで、そこはきちっと予算を見て、どこからその金を出してくるんやという部分でいくと、やはりきちっと2名分の金は予算で組んでいくべきものであってね。

中森慎二委員

もう同じ意見だと思うので、どうするかというのを諮っていただいたらどうですか。

樋口博己委員長

中森委員からこういったご意見が出ましたけれども、日置委員、発言されていませんので、ご意見ございましたら。

日置記平委員

地方自治法のシステムが1が正しいのか2が正しいのかということなので、一体正しい答えが何なのか私にもわからん。わからん中で色をつけること自体が問題なので、私自身

はですよ。だから、今言っていることをルール上、倫理上でやるのか情的に判断するのかということだけど、しょうがないやないか、情的に判断したらというのとやっぱり理論的にきちっと判断すべきやという、これのどっちが正しいのか。だれが一番よく知っているのかな。この答えが一番重要かな。だから、こういうことはこれからもあるかもしれないし、しかし、予算ということの倫理的な判断はどうすべきなのかというのはやっぱりきちっと正しい判断をしておかないとあかんのと違う。我々議員がほんまに正しい判断ができるかどうかということになると時間がかかると思うよ。そうしたら、だれが一番正しい判断を出せるのかなということです。たかが200万、でも、されど200万です。答えがわかりません、私には。

樋口博己委員長

予算の組みかえの提案があって、委員の皆様からさまざまご意見をいただいたところでございます。それと、あわせて、少年自然の家の直営に関しての事業そのものについての、中身についての質疑がございましたらぜひともお願いしたいと思います。

豊田政典委員

委員長のお話と違うかもわかりませんが、この予算案に関して僕聞きたいことがあるので。委員会資料を見ると、7ページを見ていますけど、必要経費、直営は8000万余りですよ。指定管理のときと比べると安いわけですよ。安い、経費がね。仮に先ほどの臨時職員の人件費やら残業代やら、裏ページの2146時間を時給、掛け算をして足したとしてもとんとんぐらいですよ。

樋口博己委員長

直営による必要経費が8000万何がし、きょう資料を出していただいた人件費が200万ですけれども、数字的に先ほどから豊田委員がおっしゃってみえる、直営になると実質どれだけ予算がかかるのかという数字を出してお答えいただけますか。どなたがお答えいただけますか。

寺村副教育長

7ページの、確かに歳出の計8078万。この中には、先ほど来ご指摘いただいておりますよう

に、1人にかかわる部分、人件費については一切含まれていないと。追加資料で出させて
いただいたように、臨時の2名で交代での202万何がし、それから、所長、副所長らの休
日出勤のあたり、それから時間外勤務、これで総額が415万あると。それから、追加資料
の裏面になりますけれども、この1年間で2146時間分ぐらいの業務があると。これはもと
もと職員の賃金、給与の中にありますけれども、お金の換算すれば1人以上の、要は、
1年間の今の人件費というのは1900弱の、1人分ざくっと1000万としますとそれ以上の人
件費に相当するということで、追加資料で出させていただいた分だけでも人件費を考えると、
この8000万に1500万以上乗っていくのかなという認識であります。

樋口博己委員長

そうしますと、全部で9500万ぐらいだという数字でよろしいんですか。

寺村副教育長

そうですね。

豊田政典委員

その上で、きょういただいたペーパーの中身にも僕なりの疑義はあるんですけども、
それはそこまで議論しませんが、9500としても大差ないですよ、指定管理と。そうすると、
今回の議案に関して言えば、8000何がしとの計算で478万足りないとかいう話。少し先走
るかもしれませんが、協議会で今後、25年度の話をしていきますよね。指定管理、何だったんだ
という思いが残るわけですよ。さらに言えば、もう次も言うておきますが、指定管理料と
いうのが7300万円で想定を置いてあったわけですね。それは想定収入額を2000万と置いて
引き算している。今回の補正予算では、歳入の話で1500万と置いたやつが出てきています
よね。こいつの根拠もわからないし、つまり、全体がさっきの話じゃないけどわからない。
かえって高くなったかもしれないし、もしくは変わらなかったというところがこれでいい
のかなとずっと疑問なんです、この議案が。このままいきますよ、25年度も。

寺村副教育長

昨年度の指定管理を公募するときの歳入の施設利用料の想定額として2000万ほど歳出さ
せていただいております。今回の補正で利用料の収入が1500万何がしという。これは、前年

まで指定管理のときには指定管理者のほうのインセンティブというか、努力にもよって休日も開館していただいているとか、そういったことでインセンティブも働いて利用料の収入はそれなりにふえておったと。ただ、直営になってなかなかそこまで私どものほうではできないのかなということで、利用料のほうも減らさせていただいているのが現状でございます。

以上です。

豊田政典委員

資料として、説明として出てきているので変えようもない話なんですけれども、こういう疑問は残るので、また協議会のところかな、むしろね。そこで考えたいと思いますが、さっきのに絡めて言えば、今ざっと言ってもらったけれども、9500万だとかいうところね。見えない中で補正をしていくというのはどうかなという思いは僕は残ります。

樋口博己委員長

他の委員の皆様。

中森慎二委員

事業の中で、今回、直営によってやむを得ず昨年の指定管理者のときに行われたような事業が即減っているわけで、半分以下になっておるでしょう、現実的には。その実態をちょっと報告してくれませんか、簡単でいいので。

伊藤社会教育課長

きょうの資料でいきますと1枚目のほうに、きょうお配りしました1枚目の資料のど真ん中のところに今年度の主催事業がございます。今、中森委員がおっしゃいました部分、特にこの主催事業について、今年度、17項目ございますが、せんだっての5月22日に資料のみお出しさせていただいた部分なんですけれども、23年度については、項目、数えますと38件ございますので、例えば、主催事業につきましては、今年度、急遽この中では半分になったというような事業の縮小がございます。

以上です。

中森慎二委員

だから、直営になった経費でその事業がないことによる減額も実質的にはあると、そういう理解をしていいわけですか。

伊藤社会教育課長

今回、急遽今年度の事業を組んだ中では縮小部分というのがございまして、23年度の指定管理の最後の年の事業とはかなり違ってございます。

中森慎二委員

そうすると、今回出された直営分の経費というのは、昨年並みの事業を直営でも実施しておればもっと増額になっていると、そういう理解をしていいわけですか。

伊藤社会教育課長

そうでございます。

中森慎二委員

はい、わかりました。

小川政人委員

今のに関連してなんだけど、もともと指定管理になる前の事業量はどれくらいやったのかな。この事業と同じくらいなのかどうなんや。

樋口博己委員長

どなたがお答えいただけますか。

伊藤社会教育課長

20年度につきまして、数的には21ということでございまして、今年度よりも少し多いです。ただ、中身としましては、子供たち中心のキャンプなどがございまして、23年度に、指定管理の最後の年にファミリーで行うものやカヤックなどが、極端にたくさんつくっていただきました37に比べると、今年度の事業は20年度にかなり近いというような状況でござ

ざいます。

小川政人委員

そういう意味じゃなくて、直営から指定管理にして経費が削減をできるという中身の流れの中で戻してきたんやわな。そして、また今度、直営に戻したら、前の直営時代からと比べると物すごく金額が落ちておる、経費がかからんようになっておるんやわな。そこでいくと、直営でも指定管理に負けにくいらいのことがひょっとしたらできるのかなと思って、その疑問が指定管理って何やったんやろうなという疑問に、多分豊田さんもそうやろうと思うんやけど、思えるわけだね。今まで一般的には指定管理にしたら経費が安つくでなかなか直営ではそのまま安くならんと言うておったのが、一貫して管理を否決してしまって、直営に戻したときに、案外指定管理とほぼよく似た経費でできていくのかなという思いがあるわけやんか。例えば、使用料も500万とか600万落としておるわけやな、今回は。その分同じ事業をしたら500万かそこらで赤字になるのか黒字になるのかわからんけれども、そういうことも考えられると、指定管理の効力というのは余りないのかなという思いもあるもんで、そこは一遍……。

石川勝彦委員

私、昨年、監査委員をやっておって、監査の領域に入らないでこの少年自然の家の利用度というか、状況をお話ししますと、集英社というのは全国の少年自然の家の二十幾つをやっているんですね。どれもこれも私はいろいろ調べてみましたけれども、ここ以上のことをやってくれるところはないなと。そして、予算を浮かしているわけですね。利益を上げておるぐらいですね。それで、子供たちの参加も多いし、直営だと確実に休みの日は決まっているし、冬は全くないというような状況で、それが1年四季折々、全部オールマイティーに入れかわり立ちかわりやっておるというような状況で、これは続けてもらわなくちゃいかんという気持ち。これはすばらしいということで、さすがということで、ほかの少年自然の家を指定管理者として集英社がやっているところを六つ、七つ調べましたけれども、四日市をもうちょっと続けてやらせていただければもっとほかのところと同じような状況に持っていけるというようなことまで聞かせてもらって、うーんと私うなった記憶があります。

数字的な問題は、今言いましたように、かなり浮かしています。なぜそれだけ利益を上

げるんやというよりも、ボランティアと集英社のリーダーシップをとるものが非常にうまく人を使いこなしておるといことですね。だから、私は、直営になったらがたっと落ちるであろうなど。集英社に指定管理者になってもらったというのは、これは四日市にとっては起死回生を図る、子供たちにとってはすばらしい存在だなど。これで生き返ったな、そういう印象を覚えたのを記憶しております。

以上です。

小川政人委員

でも、集英社の場合は今回の指定管理の料金より2000万くらい高いんやわな。たしかそうやと思う。2000万くらいの金額の差があって違うところに落ちたと思うと、それでいくと、ここで九千何百万ということプラス、それから、使用料収入が二千何百万あるのかな。そうすると、1億1000万くらいの金で、経費で動いていけるわけですと、直営でやっても大差ないという思いがあると、一転して管理の考え方って変えていかなあかんのかなという思いと、それと、教育にまつわる施設で、直営でほぼ余り変わらん金額でできるのなら直でもええのかなという思いがあるもんで、その辺間違っておるところがあったら指摘して。

樋口博己委員長

済みません。できましたら、指定管理の項目としましては協議会のほうでご議論いただければと思います。よろしく申し上げます。今に対するお答えだけよろしく願いしたいと思います。

伊藤社会教育課長

7ページのところの表の右のところに指定管理の算出の想定額というのを書かせていただいて、確かに9317万7000円で、先ほど小川委員がおっしゃいましたように、今回、うちの予算のほうは指定管理料7600万でございます。小プロさんは前回7300万で提案をされまして、小川委員がおっしゃいました2000万というのは、第1候補でありましたところが約2000万少ない5000万何がしというご提案をいただいたということでございます、1年間につきですが。というところで審査を選定されまして、議案を上程した状況でございます。

ただ、本当に今回も直営になったり、実は歳出も正直僅差でありますし、歳入も僅差で

ありますが、先ほど石川委員がおっしゃいましたように、この3年間、自然教室は直営時と余り変わらない流れでしたけれども、土日とか家族、あるいは、スポ少とか子供会さんとか、いろんな方の利用が拡大したというような効果は出ておりますので、またその折には資料をきちんと出してご説明させていただきたいと思います。

樋口博己委員長

協議会においてはしっかりと十分な資料の提出をお願いしたいと思います。

他の皆様はよろしいでしょうか。

(なし)

樋口博己委員長

そうしましたら、この補正予算につきましては途中で予算の編成の提案もございまして、さまざまなご意見も出ておりますので、討論はそのときにさせていただいたかと思っておりますので、採決に移りたいと思います。

中森慎二委員

ですので、小川さんのほうから提案がありましたので、この少年自然の家の施設歳出を200万ふやすという修正案をまず諮っていただいて、その賛否によって原案はどうかというので諮っていただいたらどうかと。事務局、そういう形でいいんですね。

小川政人委員

もう一つ、修正案を諮る前に全体会に出さんでもええかということもあわせて諮ってもらいたいなと思って。ここは分科会の場所であるもんで、この分科会で修正案を認めていけるのか、ちょっとその辺がわからんもんで。

中森慎二委員

修正案が通れば必然的に全体会に上がっていくという、今、ルールになっていると思うんですね、修正をかければ。だから、それは当然の話で、原案を可決したときにそれでも上げるのかどうかというのはまた改めて諮っていただいたらどうかと思いますね。

樋口博己委員長

よろしいでしょうか。

そうしましたら、まずは小川委員から出されました修正案に対してお諮りをしたいと思います。

小川委員が提出されました議案第63号平成24年度四日市市一般会計補正予算（第1号）、歳入歳出予算補正、歳出第10款教育費の第5項社会教育費の小川委員から提案されました修正案に対して賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。

（賛成者挙手）

樋口博己委員長

賛成少数ですので、否決とさせていただきます。

そうしましたら、続きまして、同じく先ほどの第5項社会教育費の原案どおりに賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。

（賛成者挙手）

樋口博己委員長

挙手多数として、本件は、原案どおり可決とさせていただきます。

〔以上の経過により、議案第63号 平成24年度四日市市一般会計補正予算（第1号）、歳入歳出予算補正、歳出第10款教育費、第5項社会教育費について、採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決する。〕

樋口博己委員長

その上で修正案も出していただきまして、さまざまなご議論をいただきましたので、この件に関しまして、原案どおり可決とした上で全体会での改めての議論をするということに対しまして賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

豊田政典委員

小川さんの言われたやつだけじゃなくて、さっきから、きょうもらったやつの2146時間、中身よくわからんし、1500万というのはどういう計算なのかもわかりませんやんか。だから、ただ、上げるとすれば、直営にした場合、実際幾ら違うんだと、指定管理と比べてね。もっと正確な数字を出してこの議案について議論する、そんな必要を私は感じるんですよ。小川さんの言ったやつと違いますけど、そういう意味で上げてほしいなという提案をします。

中森慎二委員

豊田さんがおっしゃるのもわかるんだけど、指定管理者なのか直営なのかという議論をここで精査をして全体会に諮っていこうという流れがあるのであればそうなんだけど、これは理事者と反対の意思の中でいかにざるを得なかった、直営を選ばざるを得なかった中で、もうこれは是としてのみ込まない前提があると思うんですよ。

ただ、この中身について疑義があるというのであれば、その部分をもっと明らかにして何が問題なんだと。だから、全体会に諮るべきじゃないかという論点であればわかるんだけど、総論的な部分でという話はちょっと整理しにくいなと。

総務が歳入の部分で全体会にというところはもう少し、急ぎ足じゃないかと言ったのは、教育のほうでそういう方向性がはっきり出ておればそれはそれで僕はよかったと思うんだけど、そういうことではない中で、それはちょっと総務としてはあれなんじゃないかなと思ったのでそうなんだけど、だから、総務が上げているから上げなくちゃならないという話ではないので、総務の議論の中で歳入を留保して全体会に上げたという理由は向こうとして明確に持ってみえるはずなので、それはそれで説明していただければいい話であって、教育民生の中で全体会に上げる必要があるのかないかという判断は冷静にすればいいんじゃないかなという整理をしたらそれでいいんじゃないかな。

もう一つは、全体会の中でもう一度、それでも全体会に諮るべきじゃないかという場所が設けられているので、そこで全体の中でお諮りいただいて、皆さん方がそれでいいじゃないかというのであれば全然、そっちはまだチャンスが残っているので、そういう整理でいいんじゃないですかね。

豊田政典委員

ちょっとひねり過ぎだったかなという反省もしまして、協議会があるので、僕の言ったことについては。その場にゆだねるということで、提案を下げます。

樋口博己委員長

ありがとうございます。

そうしましたら、予算常任委員会教育民生分科会の補正予算の審査はこれで終了したいと思います。

1時間ほどたちましたので、10分休憩させていただいて、3時半再開で、その後、自己実現支援事業、また、（仮称）大矢知中学校新設事業について審査をお願いしたいと思います。

それでは、3時30分再開ということで、よろしくをお願いしたいと思います。

15：20 休憩

15：30 再開

樋口博己委員長

それでは、時間となりましたので、教育民生常任委員会を再開させていただきたいと思えます。

昨年度、附帯決議がついております案件2件について審査をさせていただきたいと思えます。

先ほど休憩後、自己実現支援事業についてということでさせていただきましたが、少し順番を入れかえさせていただいて、10番の（仮称）大矢知中学校新設事業について審査を進めたいと思えますので、よろしくをお願いしたいと思います。

クリップどめでこういうのがあるかと思えますので、よろしくお願ひします。

あと、石川委員は所用で退席されましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、（仮称）大矢知中学校新設事業について説明をお願いしたいと思います。

栗田教育総務課長

教育総務課、栗田でございます。よろしくお願ひいたします。

お手元にお配りさせていただきました資料でございますが、（仮称）大矢知中学校新設事業についてということで、1枚次のページをめくっていただきますと、項目と書かせていただいております。このご説明につきましては項目を二つに分けさせていただきますと、1番、学校規模等適正化検討会議の報告といたしまして、これを教育総務課、私、栗田のほうからご報告をさせていただきたいと思っております。

それから、2番、（仮称）大矢知中学校新設事業工程につきまして、これにつきましては教育施設課長のほうから分けてご説明をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

では、資料がばらばらと申しわけございませんが、1番、学校規模等適正化検討会議報告、第1回中間報告ということでご説明をさせていただきます。

資料の目次でございますが、目次のほうにこの内容について書かせていただいておりますけれども、附帯決議を3月16日に予算常任委員会全体会においてつけていただきました件につきまして、内容を検討しながら議論を進めているという状況でございます。

1番最初のページに附帯決議といたしましてちょうどしました内容を改めて記載させていただきます。その中で、中学校の通学区の変更も含めた学校規模等適正化計画を策定し直し、新設に伴う周辺中学校との学習環境にどのような影響が及ぶのか明らかにするとともに、関係者の理解が得られるよう丁寧に説明することという内容でちょうどしておりますので、これを確認しながら進めさせていただきたいと思っております。

次のページをごらんいただけますでしょうか。1ページでございます。

検討会議のこれまでの経緯と今後の予定でございますが、まず、検討会議の開催状況でございます。4月24日と5月28日の2日間にわたりまして、第1回、第2回ということで、今のところ2回検討させていただいております。この検討会議の前には庁内の関係課も集まりまして、ワーキンググループを開催しながら検討項目をやっております。

検討会議の委員でございますが、8名おりまして、この下にございますように、学識経験者、地域活動団体関係者、小中PTA関係者、学校関係者と、こういった形で検討させていただきます。

検討会議における検討事項。これは基本的に2回目までの内容でございますけれども、四日市市学校適正規模等に関する基本的な考え方、それから学校規模等適正化計画、この内容についての見直し、それから、（仮称）大矢知中学校新設事業と周辺地域の中学校への影響、それから、特に中学校における部活動、これは朝明中学校に関するものでござい

ますが、朝明中学校を特に取り出しまして、課題、それから、これから検討していく必要のあることについて議論をしております。

あと、4番目に地域との懇談ということで、これは学校区域について、学校の通学区域について聞き取りということで、6月13日、14日に富洲原小学校、それから、大谷台小学校に行かせていただきまして、今後、学校等へ行かれるかどうか、これは今後、保護者の意見をまさに詰めていかなきゃいけないところでございますが、聞き取りをさせていただいたようなこともございますので、させていただきます。

それから、今後の予定でございますが、検討会議全体で6回を計画しております。次回6月29日、3回目ということで、5回目まで、6月、7月、8月で3回、4回、5回をさせていただきます。そのまとめを8月の定例会議のほうでまた第2回の中間報告という形で報告させていただいて、あと、10月の下旬に最後の全体のまとめをまとめさせていただいて、12月の議会に全体のご説明ということで、3度ほどさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それで、3番目でございますが、四日市市学校適正規模等に関する基本的な考え方の見直しについてということで、2ページ、3ページをごらんいただけますでしょうか。

四日市市学校適正規模等に関する基本的な考え方という冊子が平成19年の6月に適正化計画とともにつくらせていただいておりますが、今回、見直しの内容といたしまして、特に四日市市における学級規模。これは、1学級当たりの児童生徒数の数。これを今回見直せないかということで議論をさせていただきます。

この見直しの基本的な考え方といたしましては、確かにこの計画をつくらせていただいたのが平成19年6月でございます。それからもう5年を経過しております。その間に少子化も進行しておりますし、少人数学級の導入の流れも入ってきております。こういった状況の中で、この数、このときは最適学級規模といたしまして、小学校も中学校もともに一つの学級の最適な規模としまして21人から35人という位置づけがなされておりましたが、このあたりにつきまして少し検討できないものかということで、議論を1回目と2回目でさせていただきます。

現状の最適学級規模の下限をもう少し下げるという考え方で議論しておりますけれども、見直し案といたしましては、現在の21人から35人が最適ではございます。ただ、この最適学級規模という考え方は基本的には変えておりませんが、こういう少子化の流れ、少人数学級の流れの中で、許容範囲といたしまして16人から20人という数が持てないものかとい

うことで、その二つを合わせまして、最適ではございませんが、適正学級規模という名前で、16人から35人という扱いをさせていただきたいというようなことで提案をして議論をしているような状況でございます。

このような議論が、次の4ページ、5ページに委員の皆さんからいただいた議論をまとめさせていただいております。その中で、当初、教育委員会のほうからの提案の内容といたしましては、許容範囲という形ではなく、下限を下げられないかというような提案をさせていただいたような状況です。

その根拠となる考え方でございますが、3ページにもございますように、少人数教育の学級編成、このごろ進んでおりますけれども、四日市市独自で中学校1年生のみ1学級30人下限なしというような形で、今、運用をさせていただいております。これは小学校のほうにも1年生、同じような形で流れていくという経緯がございます中で、例の2でございますが、例えば、中1の人数が仮に31人の場合でございますと、国の基準、三重県の基準、それぞれ分けておりますけれども、国の基準でございますと31人、三重県の基準でございますと35人学級としまして31人という形になりますが、四日市、中1で30人学級でございますので、今、こういう編成の学級はないんですけれども、現実問題として31人を30人学級という形で分けさせていただきますと、16人と15人というような形でクラス編成が行われることも可能性としては考えられるのではないかとこのように考えております。

したがいまして、現在、こういう16人という形がいいのか悪いのかということも議論しておりますけれども、教育委員会としましてはこういうことが30人学級という形の中で発生するということになりましたら、当然16人という数が適切な数ではなくても、一つ認めていく数の考え方としてどうだろうかということでも議論をいただきました。

後ろの議論の内容の中で、簡単に申し上げますと、確かに16人という数は、数学とか英語とか、そういう学習面でのよさもございますし、少子化の現実の中でこういう形の分け方ということも理解する必要もあるだろうというご意見もたくさんいただきました。

しかし、その反面、課題も当然ありますと。ですので、この16人から35人が最適な学級規模とは言いがたいところはありますけれども、ただ、こういう形で認めていくことも可能ではないかというところで、そういったご議論を伺っていく中で教育委員会としましては、最適ではないけれども、許容範囲として認めることはやはりこの議論の中からも考えられるのではないかとこのことで、最終的に最適学級規模と許容範囲という形でまとめさせていただいたような状況でございます。これにつきましてはこの検討会の中でまだ議論

をしている最中でございます、次回3回目におきまして一応考え方のまとめをさせていただきますとともに、この委員会のほうでちょうどいしたご意見なども入れましてもう一度委員の皆様と諮りながら、最終的にこの16人、35人のお話を、この問題も多少あるかと考える部分もありますので、それにつきましては、具体的にどういう対策をそういう場合はとったらいいかということも含めて議論していきたいというふうに考えております。今はこういう形で検討しているという報告でございます。

こういう形で検討させていただきますと、2ページの一番下の のところでございますが、今回、教育委員会としては、今現在、私たちが持っております適正な学級規模につきましては、この数ぐらいはやはり適正な範囲。これは最適学級規模プラス許容範囲の数で、例えば、中学校は8学級から20学級。これは、許容範囲全体を入れた数でございます。ただ、これを、8学級を7学級でもいいんじゃないか、6学級でもいいんじゃないかというふうな議論にはなかなかならないところもございまして、学級数は今の段階ではこのままにしておいて、ただ、先ほど申し上げました最適学級規模をこの学級数で掛けますと、中学校の場合、168人から700人ということで、適正規模という形で検討してありましたものがこの数を掛けますことによりまして中学校が168人の下限が128人まで下がるというような状況が出てまいりますので、適正な学級規模の幅が広がるというようなことはあるかと考えております。

ただ、下限だけ見直させていただいて、上限につきましては、これから上限をさらに上げるということは、この少子化の中で余り意味がないかなというところもありましたので、下限の部分だけ168を128に下げるような幅を持って今後検討ができないかということで議案をしているというところでございます。これが最初の基本的な考え方を見直しでございます。

続きまして、今回は、適正化の検討会議の中には、特に、大矢知中学校の影響に関する中学校の部分は取り出して別で検討しているような状況でございますので、6ページに（仮称）大矢知中学校の新設に伴う周辺中学校への影響についてということで書かせていただいております。

特に影響の及ぶ中学校といたしましては、朝明中学校、それから西朝明中学校、山手中学校、富田中学校、富洲原中学校、この5校を特に取り出して考えさせていただいております。

6ページの表につきましては、以前にも全体会のときに同じようなものを配らせていた

だいておりますので、もうごらんになっていることがおありかと思うんですけれども、今の考え方でありますと、今回、(仮称)大矢知中学校が建設された後、通学区としてどのあたりを検討するかというところでございますが、今のところ、垂坂在住の生徒のうち3割、それから、松寺、蒔田、西富田については、その方々が(仮称)大矢知中学校へ来ていただくという前提の数で(仮称)大矢知中学校の数を平成28年460人ということで仮定させていただいておりますが、先ほどのご説明でさせていただきました中で、先般、地元に行かせていただいて聞き取りをしていく中では、今のところ、松寺、蒔田、特に蒔田の富洲原小学校のPTA会長さんで、今、蒔田にお住まいの方なんです、その方を中心にPTAの役員さんとお話をさせていただいたところ、蒔田の方は、もちろん大矢知興譲小学校へも行っていらっしゃるんですけれども、PTA会長さんは富洲原小学校のほうへ蒔田に住んで通っているということで、歴史的にそこへずっと通っているという経緯がありますので、現実に大矢知中学校ができたときにそこへ通うということは可能性としては、今現在、富洲原小学校へ行っているような方々は難しいかなというようなお話を伺わせていただきました。

それから、垂坂地域につきましても、大谷台小学校に通っていらっしゃる垂坂在住の方30人ぐらい保護者が集まっていたかましても、どうでしょうかというお話をさせていただいたんですけれども、垂坂の自治会さんのほうからは、大矢知中学校へ通いたいという希望があれば通わせてやってほしいというような要望を去年の夏にいただいているんですけれども、現実に保護者の方とお話しする中では、今のところ大谷台小学校へ通って、山手中学校へ行く。お友達関係もありますのでということで、なかなかちょっと、大矢知中学校のほうへは通えるだろうか、というような感じの意見でございました。これは昨年の9月も大谷台小学校には伺ってお話を伺っているんですが、おおむね今のところそういうようなご意見を伺っております。

ただ、大矢知中学校の生徒数の推計としましては、今後、その辺も含めてもう少し精査した数を載せさせていただかないといけないかなとは考えているんですけれども、現在のところ、前回の11月の議員説明会の際にもお示したような数字でこの資料は記載させていただいております。

それから、7ページでございます。

そういう形で、今のところ朝明中学校のほうが大きな影響を受けますけれども、あと、西朝明中学校、山手、富田、富洲原についても、どういうふうな通学区にするかによって

ちょっと影響が変わるんですけれども、こういった今後の推移があるかということで、7ページと8ページに表をつくらせていただいております。

これを見ていただくと、7ページと8ページと実は、本当に申しわけなかったんですが、8ページの朝明中学校の生徒数の24年から27年も網かけをしておかないといけないんですが、つくっている最中に網かけが外れてしまいましたので、見比べていただくと、そこに網かけがありますと、こうやって7ページと8ページを見たときどこが違うのということになるかという表になってしまっているんですけれども、実は7ページのほうは、この下に適正基準の範囲としまして当初の範囲、これは許容範囲が168人から最大700人までという範囲の、いわゆる一クラス21人から35人で計算したときの数字でそのまま表をつくらせていただいております。

それから、その次の8ページのほうも同じような、数字は全く変わっておりませんが、これは一クラス16人から35人になったときに許容範囲から外れる、適正化の対象になるようなところがあれば網かけにさせていただくということでつくったんですが、今のところ平成33年までの数字でございますので、特に許容範囲から外れるというような状況ではございませんでしたので、こういう形で色が変わっておりません。

ただ、この16人から35人というのは、今後、検討会の中で市全体の中学校、小学校の数も出させていただく中では、明らかに16人に引き下げをしたときに検討内容に若干差が出てくるということがございますので、次回のご報告のときには市全体の中でこういうふうに下げるとここの部分がこういうふうに変りますという具体的なご説明をさせていただけるかとは思っておりますが、今般は関係学校だけ出させていただきましたので、このような表で失礼をしております。

それから、9ページでございますが、こういった形でこれから検討していく中で、この9ページの表の、ちょっといろいろごちゃごちゃして本当に恐縮なんですが、下から2番目に年度ごとの評価の基準という形で、生徒数、それから、クラス数につきまして、生徒数で許容範囲の下限を下回る規模、それから、適正規模の基準か許容範囲の中に入っている規模、それから、許容範囲の上限を上回る規模。同じように、クラス数もそういう三つの分け方をしております。

例えば、下向きの三角の黒いところでございますが、生徒数は許容範囲の下限を下回る規模で、クラス数も許容範囲を下回る規模だと。両方下回る規模ですというときは非常に少人数化しているということで、これは検討が必要な学校という形で黒い三角にさせてい

いただきます。それから、例えば、適正化規模の基準及び許容範囲の中に生徒数は入っているんだけどもクラス数が下回りますよというときは、どちらかが下回るときは三角印、それから、両方該当する場合は丸印というような形で印をつけまして、それぞれ各学校がどんな状況になるかを示したのがこういうふうな表でございます。

ちょっと見ていただくとあれなんですけど、朝明中学校の場合は、24年から27年の間、これはクラス生徒数が21人から35人でも16人から35人でも変わっておりませんけれども、今現在は大規模校ですので、適正化の範囲を上回り過ぎて黒三角という形になっておりますが、28年に（仮称）大矢知中学校ができますと白い丸になりまして、その後若干、これから生徒数の減少に伴いまして白い三角という形になってまいります。

ただ、一番下にもございますように、今後、全体の学校を検討する中で、例えば、すべての年度で評価が、この丸印がついた学校はAランク、それから上三角、または、下三角という白い三角の年度があるけれども、黒い三角がない場合はBランクとか、こういう形である程度評価を分けさせていただいて、それぞれの学校について評価をしながら、どの時点になると具体的な適正化の動きをしなきゃいけないかということが客観的に見られるような形につくり上げてまいりたいというふうに考えております。

これが今の考え方の、中途ですけれども、こういう形で各学校の整理をさせていただきたいというふうにして書かせていただいております。

それから、次のページでございますが、（仮称）大矢知中学校の新設に伴う、今度は朝明中学校に特化した影響についてのまとめでございます。

（仮称）大矢知中学校の新設に伴う朝明中学校への影響ということで、10ページと11ページ、それから、12ページに記載をさせていただいております。

2回目の検討会議の際に朝明中学校の校長先生のほうにお越しいただきまして、いろいろ聞き取りもさせていただきました。現在のところ、朝明中学校が大矢知中学校の建設を、小規模化はいたしますけれども、大きな問題点として今考えられるのが、部活動に問題が出るということと、それから、（仮称）大矢知中学校が新設されるということもございまずので、朝明中学校との施設の格差が大きくなるのではないかとということが非常に心配だということでおっしゃって見えました。

先ほどの表にございますように、朝明中学校が小規模化いたしますが、直ちに適正化の検討になるような生徒数になるということではございませんので、それにつきましてはこれからまたずっと経緯を見守っていく必要があるかと思うんですが、当面、開校時に部活

動の問題、施設の問題というのが出てくるんだということで、そういったお話をいただきながら、ここに朝明中学校の今の混雑している状況、それから、施設がちょっと使いにくいですよというようなことがわかるような写真をつけさせていただいております。

それから、あと、部活動の問題でございますが、28年度以降、朝明中学校の部活動のあり方としまして、今現在18の種類部活動がございますので、その部活動をとにかく数を減らさない。今の部活動の数を維持し、なおかつ教育としての質を落とさないということを目指していろいろ検討していく必要があるということで検討しております。

ここの11ページのところに（A）としまして、朝明中学校部活動の検討委員会の設置ということで、部活動、実際に小規模化した人数の中でこの18校のクラブを維持するということになりますと非常にいろんな部分で手当が必要ということですので、検討会議の設置も当然必要でございますし、次の12ページには書かせていただいておりますが、指導者の確保。例えば、非常勤の講師を市単で設けるとか外部指導者を入れるとか、それから、（仮称）大矢知中学校との合同練習を実施する。合同練習をするときに行ったり来たり、非常に冬場は真っ暗になってしまいますので、そういった交通安全の面も十分検討すると。例えば、スクールバスなんかを使って送ったりすることも必要なんじゃないかというようなそういう議論を今しているところでございます。そして、どうしても部員数が生徒数の減少によって減っていく場合は、とにかく段階的に募集を中止し、当初はきちんとした形で持っていながら、生徒数の状況を見ながら段階的には募集を中止するような形はとっていかないといけないかなというふうに考えております。それから、朝明中の伝統のあるクラブ、それから、少年団活動との接続、それから、文科系の活動。これは中体連とかございませんので、そういった文科系のクラブもいいんじゃないかと。それから、男女分けというのは必然的に難しいので、男女分けをせずに男女混合でクラブをやっていただくような状況とか、そういうことも今後検討していく必要もあろうし、総合型地域スポーツクラブとの連携ということも検討していく必要があるのではないかとというようなことで、今、クラブについても問題なく、朝明中学校の方がクラブを続けていただくための手だてというのを検討しているような状況で、それについてのご意見というのが（3）以下に書かせていただいているような状況でございます。

あと、参考資料といたしまして13ページと14ページでございますが、さまざまな文献がございますので、少人数学級についての考え方、それから、14ページは他市における学校規模適正化について、少人数、例えば、これのぐらいのうちはこのぐらいの人数を下限と

していますというような例もございましたので、参考に挙げさせていただいております。

非常にわかりにくくて恐縮だったんですが、今現在、2回目までで学校規模適正検討会議をこういう形で進めさせていただいております。今後、第3回、4回、5回、6回という中で、四日市全体の学校の今後の適正化のあり方、それから、どのぐらいの時期に検討に入らなきゃいけないというような形のはっきりした目標値というようなものを定めさせていただきながら、特に朝明中学校、それから、富洲原中学校やその他の影響のある中学校についての考え方の整理という形でまとめさせていただいて報告をさせていただきたいというふうに考えております。

報告につきましては、私からは以上でございます。

樋口博己委員長

続きまして、畠山教育施設課長。

畠山教育施設課長

教育施設課長の畠山です。よろしくお願いいたします。

2番、(仮称)大矢知中学校新設事業工程についてということでございます。

表紙をあけていただきますと、まず、第1ページでございます。

一番上に工程表がございます。この大矢知中学校新設事業につきましては、平成23年度から取り組みをさせていただいております。その事業目標といたしまして、28年4月の開校を目途に事業を進めているところでございます。

まず、23年度でございますが、表にございますように、基本構想を行わせていただきました。そして、また、本年度に引き続き行っております造成工事などの設計費用の一部をいただいたところでございます。その後、24年度には、本年度でございますが、引き続き造成設計を行う、そしてまた、用地取得に進んでいくということでございます。25年に入りますと、この設計の成果のもとに造成工事の着手でございます。そしてまた、あわせまして、上屋になります建物の設計に着手していくこととなっております。また、26年度にはいよいよ建設工事を進めていくということで、28年4月までにそれを整えていくということでございます。あわせまして、開校準備、そしてまた、周辺整備ということでございます。

この中で、2番といたしまして、本年度の事業の内容と予算額でございます。この資料

につきましては、本年度予算をいただく折に説明させていただいたものでございます。1番としましては、造成設計業務。先ほど申し上げましたように、23、24年の債務負担の中の24年度分として3450万をいただいているところでございます。

そしてまた、2番といたしまして、用地取得ということで、取得面積、予定でございますが、4万7000㎡、6億5000万円をいただいているところでございます。また、用地取得関係費といたしまして、それに伴います登記事業、登記委託費、そしてまた、取得に伴います不動産鑑定等で1800万円をいただいているところでございます。

さて、本年度、24年度、現在の状況でございます。一番上の造成設計、大きく分けて造成設計用地取得と分けさせていただきました。造成設計の状況でございますが、4月19日に業者のほうを決定いたしまして、現在、造成計画、基本設計になります部分を進めているところでございます。それを7月中旬に終えまして、引き続き3月末までの工程におきまして実施設計を進めてまいります。その中の過程におきましては、こういった大きな工事でございますので、開発許可申請等もでございます。

また、あわせまして、こういった造成設計を行うこととしますと、当然ながら地形を測量する必要があるということで、7月、この議会が終わりましたらその測量業務にも着手したいというふうに考えております。

現時点、この議会におきまして皆様にご報告を申し上げるということでございますが、6月の時点でこの基本設計を進めていく中でその形が決まってまいりました。その部分について議会の皆様にもご報告しながら進めていきたいと思っております。

また、これに伴います用地取得につきましては、この議会終了後、地元のほうに説明に入らせていただきまして、先ほど申し上げました絵柄が決まってまいりますと、当然ながら該当する地主さん等も決まってまいります。そういった方々への説明に入っていきたいということで、この工程では1月ぐらいには土地の仮契約、そしてまた、3月には議案としてまとめてお出ししていきたいということで考えております。そしてまた、こういった取得に関しましては、不動産鑑定、そしてまた、一筆一筆ごとの測量等もこの後進めていく状況でございます。

先ほど申し上げましたように、こういった流れにつきましては、一番最後に書いてございますように、この6月議会、そしてまた、8月議会、そして12月議会と、それぞれの議会におきましてその状況についてご報告をし、ご意見をいただきながら進めていきたいというふうに考えております。

続きまして、2ページをごらんください。

特に現在進んでおります造成設計の進捗状況でございます。

この工事に伴います造成設計業務につきましては、4月19日から3月27日という期間で行うものでございます。受託者につきましては、株式会社ニュージェック三重事務所というところに決まったところでございます。委託金額につきましては、3067万500円でございます。業務内容につきましては、先ほど申し上げましたように、用地造成基本設計、そして実施設計、そして、許可申請図書の作成をもってその業務を進めていくということでございます。進捗状況につきましては、先ほど工程表に従いましてご説明させていただいたところでございます。

こういった中で、この造成設計を行うに当たりましては、先ほど来申し上げました23年度に行いました基本構想の中で、あらかじめの場所、そして大きさ、その形状をつくり上げてきたところでございます。その成果のもと、この造成設計をやるということで進んでまいりました。この造成設計を進めるに当たりましては、やはりいろいろな形の案を出していただいて、より適切な形で造成を行って効率的な造成を行いたいということから、複数案の案を出すように指示をしたところでございます。

その次についております3ページ、このA3型の図面の部分でございます。このプランが基本構想におきまして、その時点で少ない資料の中で一番より大きい校地を求めて、そしてまた、大矢知興譲小学校に近い形で行える設計として構想の中では定めたものでございます。これにつきましても、この造成設計の基本設計におきまして再度検討して行った形がこのような形でございます。やはり二段造成になっていく部分と、形としては一団と申しますか、少し分かれた形になっていくということでございます。

その次、4ページを開いていただきたいと思います。

その造成設計の基本設計の中で多数の案を出して検討したところでございます。この造成設計を行うに当たりましてのポイントといたしましては、先ほど申し上げました、この適地を選んだ大きな条件であります大矢知興譲小学校に近い。そしてまた、現場をごらんになった議員さんもおみえになるかと思えますけれども、大変里山に囲われて環境がいい場所であると、そういった環境を大きく崩さないような配慮。そしてまた、一団の土地で、基本構想の折には二段造成という形で行ってございましたけれども、一団の土地であったほうがやはり学校用地としては使いやすいただろうということで、そういったことも配慮いたしました。そしてまた、こういった場所、議員の皆様にもご説明したところですが、砂

防地区、そしてまた、完成後には避難場所となるような施設でございます。やはり安全な造成ということで、のり面の形状、そしてまた、進入路ということをいろいろ配慮させていただいたところでございます。

また、そして、こういった大きな事業でございますので、やはり効率的な事業の進捗ということで、なるべくそういった工作物を減らしてよりコストの低い設計を求めていきたい。そしてまた、切り土、盛り土の量についても、やはりこういった造成工事を大きく左右するは、こういった設計業者に聞きますと、切り土、盛り土の量だということで、そういった部分についても配慮していく。そしてまた、現場におきまして大変、この前の図面で見させていただきますと、県道がございまして、員弁四日市線ということで、通勤時には結構交通量が多いということから、安全な造成工事を行うという意味合いにおきまして、この図面で見させていただきますと、左側、これは市道でして、大矢知平津線というんですか、この道から進入路を設ける、工事についてはこちらから行うというような形で取りまとめたところでございます。

こういった形で、あらかじめの造成のための基本設計、この場所、観音山付近ということで、今回、予算をいただいたところでございますが、観音山付近におきまして具体的にどの部分でということがあらかじめ決まっていりましたので、こういった形でお示ししたいと思っております。これを経まして、今、当然ながら、法務局には構図等がございまして、この図面に重ね合わせますと該当する地主さん等も決まっていります。こういった経過の中で事業を進めていくということで、まずはこういう形が決まってきたということをご報告申し上げるところでございます。

説明については以上でございます。

樋口博己委員長

説明は以上ですね。

そうしましたら、委員の皆様からご質疑をお願いしたいと思います。

今回、これは予算執行に当たりまして附帯決議がついておりますので、この附帯決議についてしっかりと環境整備をするという意味で中間報告等をいただいておりますので、よりよい中学校建設に向けてのさまざまな意見をちょうだいしたいと思います。

豊田政典委員

附帯決議に絡んで教育委員会が4月以降にやっていることというのは、採決を勘違いして、もしくは悪用していると思っております。何でかという、附帯決議を改めて見ると、適正化計画を策定し直し云々というのは、基準を下げろとかそういうことじゃなくて、既に不適正、基準以下、基準オーバーの学校があるから、それをきちんととらえ直して、対策が全くできないじゃないかと、そのことが計画の中に3個、今は2組、4個しかないから、そうじゃなくて、これを真剣に取り組みなさいよということを言っているんですよ。そうじゃなくて、現状にあわせて基準を下げて、ハードルを下げて、これでオーケーなんだというようなことは全くふざけた話で、何をやっているんだ、ちゃんちゃらおかしいと僕は思って検討会議も傍聴していました。だから、そこをきちんと素直にとらえ直してもらい必要がある。

それから、大矢知中学校に関連して言えば、後段部分の附帯決議の朝明であるとか富洲原中学校に影響が及ぶのを最も議会が心配しているんですね。一刻も早くそれに取り組みよということが附帯として決議されたわけですよ。それが全くできてない。そうじゃなくて、さっき言ったような基準を勝手に下げるみたいな議論を身内でやっているでしょう。何やっているのかなと思ってさ。

施設課のほうで進めてもらうならそれでいいんですけど、今、総務課のほうで最もやるべきことは、大矢知地区も含めて八郷地区であったり富洲原地区の住民に対して説明して理解を求めることじゃないの。何もやってないじゃない。何をやっているのかなというのが一つ。それをちゃんと考え直してもらいたいという考えを聞きますし、あと、もう一個、基本構想というのは去年も議会に示されていなくて、きょう初めて僕は小川さんから聞いたんですけど、これ、何なのかなと思ってね。なぜ今まで議会に示されなかったの、3月にできているとすれば。予算審査のときも関係ある話ですよ。初めてなのかどうか。初めてだとすれば、なぜ今ごろこんなものを示してくるのかというのを二つ目に聞きます。

栗田教育総務課長

豊田委員のおっしゃっていただいているとおりかなとは思っているんですが、ただ、これからこういう内容につきましては、今おっしゃっていただく内容に詰めさせていただく中の、今の一番最初の考え方として、一つこういう形の適正化の許容範囲というのを設ける考え方というのを示させていただきながら、市全体の学校の適正化の対応について具体的な形で、見える形で出させていただきながら、この時期になりましたらどういうことを

教育委員会がして、どの学校についてはどういうふうな対応をしていくということをきちんと出させていただくような形でまとめさせていただきたいというふうに考えております。

16人という形の考え方というのは、今後、適正化計画の数字を見直すということも一案としてあるというふうな考え方を持っておりますので、決して安易な数字の下げ方というような気持ちで取り組んでいるということは私としてはないとは思っておりますけれども、そういうことも含めて、豊田委員のおっしゃったような部分を次回以降で形にした形でだんだんお示しをさせていただきたいというふうに考えております。

それから、地域のほうへということなんですが、なかなかそこまで本当にお話行かせていただけないで申しわけないんですけども、今後、地域のご意見をいただきながら、それも反映した形で計画をまとめさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願います。

それから、この基本構想でございますが、去年は議員説明会等でこの中の部分部分をとってお示ししながら、この冊子という形ではお示しがやっとできたというところで、この3月いっぱい、実際に3月いっぱいかかりましたので、前回の議会的时候にはまだお示しをしてられなかったんですが、内容につきましては、議員説明会、それから、それまでに至ります協議会等でお示ししたものをまとめたものでございますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

豊田政典委員

これだけ議論を呼んでいる案件について、基本構想というのは事業のもとになる。まさに基本の構想ですよ。それがごみ処理施設だって示されているし、それは当たり前だと思うんですよ。それが今まで示されなかった。もちろん全部今まで読んだわけじゃないですけど、一番最初のところに大矢知地区の現況というところで、いろいろな施設を受け持ってもらっているどうのこうのと書いてあって、ここに書くべきことは、なぜこの学校をつくることになったかということですよ。市長の政治決断ということが全く書いてない。それは議員説明会の中でも何度も議論のあった話ですよ。結局、説明してきたよと言われるけれども、でき上がったものを見たらよくわからないというか、相も変わらず教育委員会がモデル地区がどうだとかモデル校、今までさんざん議論して違うじゃないかという話をしているのに、もとへ戻ったものがもとの構想になっている。中身の話はそれ以上し

ませんけれども、この出し方というのが余りにもふざけているなというのが一つ。

それから、適正化の検討についても、中身はここですと時間がかかっちゃうので、許容範囲16人というのは、個人的に聞いていて、傍聴していても別に反対するものじゃないんだけど、それは学級の授業のやり方の話ですよ。それと掛け算して学校適正規模人数をそれに連動させるというのは余りにも露骨ないやらしいやり方だと僕は思っています。教育委員会にやらせていても適正化の話というのはゆがめられてやっていただけだと僕は思っていますし、これは議会としても重要な案件なので、後で話してもらおうと思いますが、休会中の勉強会のテーマとしてぜひこれを議会として取り上げていくべきだと思っています。教育委員会、だめですよ。ふざけ過ぎているよ、この件について。附帯決議をもっとかみしめて、素直にやってください。

小川政人委員

僕も全く同じ考え方なんだけど、教育委員会に言ったって市長が押さえ込まれていた、市長にまた教育委員会が押さえ込まれておるだけの話で、それが今までの協議の基本。四日市の教育と違うでしょう。水沢中学校は三鈴中学校と統合したわな。

豊田政典委員

水沢のほう。

小川政人委員

水沢か。なくなっておるんやわな。統合の歴史。統合をしてきておる。これからも統合していかなあかん、小中学校含めてな。統合をしていかなあかんのに、分離するという発想はまさにおかしな発想で、逆行しておるんやわな。いろんな理由づけはするわさ。朝明中学が廃校にならへんかという問題も考えてくると、生徒数の数を減少させて適正化の範囲だと言って、学級数をふやして学校規模の適正化と言うけれども、本来と違いますやろう、学校って。十分あんたらわかっておるんやけど、年間の議論でな。でも、仕方がなくてせんらんでという話さ、ご都合主義でな。そんなことをしておって教育よくなるのかなと思って。さっきの話もそうやん。目に見えて予算が足らんのわかっておっても直そうとしておらへんのやで、そんな道義もわからんでこれから四日市の学校の教育をつかさどっていく、恐ろしい話やなというふうに思っておる。

確かに、そこは従来から大矢知中学校が建てるのは反対しておらへん。だけど、朝明を分離させるというのについては、おれはかえってあかんなと思っておるもんで、朝明の人たちも一緒に通えば、今度できた中学校へ通えばいい。朝明中学校でええやんかということ、一緒にそこへつくって。場所的にもそんなに両方とも、八郷小学校からもそんなに離れてないと思っておるし、そういう意味でいうと、新しい校舎にあって、朝明の校長先生、施設の古い、新しいとの比較も比べておったし、クラブ活動についても懸念があるということを書いてみえるので、それならば一緒にしておけば、八郷の人が行くと言うか言わんかようわからんけど、南から、今のところから移動するんやで。でも、文化としては、八郷の人と大矢知の人と一緒に中学校ですってここ何十年間、50年か60年建っておるのかな。60年ぐらいですか。村上さんもそうやったと言うて、同じ中学校で卒業してきたよと言っても、同窓会でも仲よくしておるんや。

そういうことを考えると、僕は諸般の事情で大矢知に代替にしちゃ、大矢知といろいろ学校をな。そこがもうちょっと工夫ができやんのかなという思いがあると……。たちまちクラブ活動は困ると思うし、今、この写真にあったように、朝明中学校は手狭という部分があると、分離するよりももうちょっとキャパの大きい学校を一つつくるほうがずっとまじやったかなというふうにも今でも思っておるし、今でも、だから、単独の大矢知中学校だけというんやったら僕は賛成するわけにはいかんし、確かに富洲原減らへんと思っておるんやけど、富洲原の影響とかどうこう考えておるわけではなしに、富洲原はひょっとすると富田と統合していかなあかんような時代になってくるんやろうなと思っておるんやけど、これは僕の生きておるうちと違うやろうと思うけど、そういうことがこれから行われていく中で、この程度の規模の学校をこれから、確かに大矢知は人口が急増してきておる中でも生徒数は減少していこうというところまでいくと、分離についてはおれはどうしてもうまく、今までの教育方針をがらっと変えるというところまでいくとな。そこが一番大きい。あんたらもわかっておるんやで。そこが一番大きな……。だけど、市長の政治判断ということなんやけど、政治判断というのは格好がええけど、選挙のときの約束なだけやん。要するに、選挙に勝ちたいためにという話の世界で、大きな教育の理想を持ってやっておるのかなという、ちょっと違うなと思う。

確かに清掃工場を建てるのにという部分でいけば、大矢知に中学校を建てること自体はおれは今のところ反対しておらへんけど、学校の中身、規模と結果的に半分以下に減らされる中学校があるということな。それも同じように学んでいかないかん、同じ学校で。卒

業生もずっと大矢知、下野におるやん。おるのにそれを分離するという話は余りないのかなと思うんやけど、多分いろんな調査、課長これからしていくんやろうと思うけど、今度の新しい中学校、大矢知の中学校をもし建てたとしたら、行く人は朝明中学校へ行っておった大矢知の人たちがほとんどやろうと思うんやわな。蒔田の県の職員の人やった、課長。その人も行かへんと言っておるんやし、そういう部分でいくと、ほんまに変わらへんで、今のまま同じ生徒数を入れてやったらええやんか。八郷が納得するかせんかはあれとして、そういう努力も何もしてなかったんやな。ただ大きい、200何人の学校になってくるといいう話になってきてさ、じゃ、八郷の人たちから朝明中学校の存続どうなるんやというような話もされて、市長は、そういうのは政治決断で犠牲にすることはできやんでと言って、今度は適正化の中で議会の附帯決議をうまく使って、検討委員会つくって、今度は21か何人と言っておったのをまた15か16まで下げて、それだけの話じゃないですか。それで、クラス数が7、8とか保てたらそれは学校規模の適正化という話で、そこへ行くだけの話でしょう。クラス数の減少をされるんやわな。そこはよう考えやんとあかんということやな。生徒数とか、どこで適正な規模の学校があるということと、今までのきちとした文化があるんやで。これから一行政区に一中学校なんか維持していけやへん時代なんですよ、変わってくるんやでな。そういう時代になりつつあるのにといい思いが、反対のことをしようと思っておる。これから統合なんて説得できへんに。富田、富洲原、合併しなさいよと言ったって、一行政区に一つの中学校が要るんやと言われら、合わせてきやへんに。この図を見ていったら、富洲原、将来的には合わしていかなあかんやろうと思っっているけれども、そういうことも大きな影響があって、考えてから、もう一回地元全部考えてやったらええと思うんやわな。理由づけは出てこうへん。ご苦労さんやろうな、こんなせんでもええ仕事を一つして、検討委員会をつくって、そんなことより、することあるだろうと思うんですよ。

以上。返答は要りません。

樋口博己委員長

他の委員の皆様。

山口智也委員

新ごみの問題とか市長の政治的決断というそういった背景があるということは十分承知

をしておりますけれども、しかし、この中学校問題、前進をしていかなければいけないという観点でお話をさせていただきますけれども、もともと私は、ある範囲内の少人数教育というのは意義があるというふうに思っております。そういう観点でお話させていただきますけれども、今回、学校規模適正化等検討会議におきまして中間報告をいただいたんですけれども、読ませていただきますと、少人数教育によるメリットやデメリットというのがしっかり議論されておって、ある程度メリットの部分の理解が広がっているのかなという印象であります。適正な学級規模も16という具体的な数字が出てきたということも一歩前進かなというふうに、これは評価できるのではないかなというふうに思います。

ただし、引き続き少人数教育によるデメリットの部分の対策の整理。特に、朝明中学校の生徒さんへの影響というものの整理。この辺を今後、検討会議の議論をしっかり見守っていきなというふうに思います。早急にこの結論が出されることを期待していきなというふうに思います。

意見です。以上です。

日置記平委員

気になったことが二つあって、一つは、議会中に本来だったら文科省から支援金がもらえるのに何でもらえないのか。これは文科省が認可しないからもらえないんだという、このところはどう責任を感じているかというのが非常に私は疑問に思ったの。

それから、もう一つ、ここのシミュレーションで、16人というクラスになったときに、確かに私はいなべの出身だけど、分校があるんだよ、藤原に小学校の分校が。何で小学校の分校の人たちの成績がいいんやと思ったら、やっぱり少人数だね。私は、少人数はやっぱりいいと思う、行き届きがあって。すると、16人がいいとなったら、私のところの内部中学校もPTAから16にしてくれという、先生が倍要るんやわね。これ、財政問題いろいろあるけれども、将来これをどうしていくのかなという、この二つについてはどういう視点を持ってみえるか、一遍聞いてみたい。

畠山教育施設課長

先ほど日置委員のほうから、補助金が出ない工事がいかなものかということでございます。

私どものほうで学校整備のほうをたくさんやらせていただいて、補助金の状況でござい

ます。やはりこの社会の流れの中で、その補助金が出る項目が、特に防災関係で耐震工事とかあの辺と重ねております。現在進めております例えば河原田小学校におきましても、ああいった中で活断層の影響もございまして、大幅な建てかえを行っております。そういった中でも、耐震補強工事が無いということから補助金がいただけなくて、おおよその部分を市費で起債を借りながらやっている状況で、頼まれた部分は太陽光発電のみでございます。

今後、例えば、この先行われます富田中学校につきましても、あのエリアにつきましては人口増という部分がございますので、今の中学校に比べて面積が足りない部分、若干は人口増に対する国の責任として2分の1の負担はいただけるんですけども、ほとんどの部分で市費をもってやっていくということでございますので、さりとて大矢知中学校がどうかということではございませんけれども、そういった中で耐震対策が終わって耐震補強が終わった中で、どうも県を通じて文科省の考え方を聞きますと、今までのような老朽化したから危ない校舎はないんだと。だから、長寿命化をしていってくださいということで、大規模改修等については補助金はいただけるわけなんですけれども、そういった中で、教育委員会では総合計画の中でこの10年で40年代校舎をすべて大規模改修を行うということ。そして、どうしても建てなければならない4校、ベランダ型校舎に代表されるような部分はやっていくということで、その時流に合っているのかなというふうに考えております。

こういった形で、(仮称)大矢知中学校につきましては、現在想定されるのは、例えば、武道場とか太陽光発電とかプールとか、部分的にはいただけますけれども、大半の部分が市費をもってやるということですので、先ほど造成の部分でも触れましたように、効率的な工事を進めることによって何とか円滑に進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

栗田教育総務課長

16人になるとこれから先生もたくさん要るしということでご意見をいただきましたけれども、私どもの考え方としましては、あくまで16人までに引き下げて学級を編成することではなく、現実問題として21人から35人というのが最適ですので、基本はそれを守っていきたいと思いますが、現実それがそうではない学級もございます。その中でぎりぎりどういう学級までが可能かということと、そういう数の16人から20人というような学級になった場合どういう対応をしていくかということも含めて許容範囲ということで設けさ

せていただいておりますので、あくまで16人学級をつくるということではない。どうしても小さい規模になってきたときに16人という数を一つぎりぎりの範囲として認めて、それから、対策というものがそういう場合にはとっていく必要があるのかなというふうには考えております。

ただ、適正化が最適な学級規模を割ったからといってすぐさま統合とか、そういうお話はなかなかやりにくいというところがございますので、段階を経てやるための一つの考え方としてご提案をさせていただいているというふうに考えております。

以上でございます。

日置記平委員

後の部分は、このテーマを正当化させるのにこの数字を出したというふうに思っている。これは、多くの人がそう思うと思うよ。こんな極端に数字を減らすことはないんだもん。それしかないと思うね。

それから、文科省の問題は、これは十分なる文科省に対する折衝はやったの。いつからやったんや。どういう形でそれを折衝したの、だれが。

畠山教育施設課長

事例で申し上げますと、例えば、河原田小学校につきましても、我々が考えるところ、当然地震対策と耐震対策の場合は交付金がいただけるという現状がございます。そういった中で、ああいった形で河原田小学校が活断層の上にあるということで、広く言えば、防災対策、耐震対策でございます。そういった観点から何ら変わらないということで、県を通じて問い合わせてくださいという形で行いましたけれども、残念ながら、現時点においては活断層に対する改築については耐震対策のメニューには当たらないというふうに言われたところでございます。

日置記平委員

河原田小学校はいいやない、今、中学校の話をしておるんやで。あそこは活断層がある。それから、四日市の活断層、活動せんようなやつもあるんだから、なら、免震構造をするとどうなるのか、予算的にどうするかね。免震構造にしたら、そしたら補助金は出るのか出ないのか、そういう分野での検討はどうだったんだろう。

畠山教育施設課長

済みません。大矢知中学校に話を戻しまして、この部分について検討の経過をご説明申し上げます。

今回、小川委員のほうからもありましたように、朝明中学校の関係が大変強いと。例えば、朝明中学校の分離として考えられないのかということも検討いたしました。文科省ではこういった生徒がふえて分離をするときの条件といたしまして、24クラス以上のクラスが連続すると。それと、例えば、校区変更によってそれが避けられない場合、負担金をいただく過程におきましてそういった検討事項が既に決まっております。補助申請のマニュアルがございまして、それに倣っていきましたけれども、残念ながら、この（仮称）大矢知中学校につきましては、朝明中学校の分離としては、その地域に通われる生徒数が変わらないということからその権利を得られないということでございます。

その次の粘りとしまして、じゃ、例えば、太陽光はもらえないのか、武道場はもらえないのか、運動施設はないのかと、そういったことを詰めてまいりましたのが、先ほど申し上げました、少ないではありますが、太陽光、武道場程度はいただけるということに至ったところでございます。

日置記平委員

もらえない理由は、実際に本部から言ったら、ここには中学校が必要じゃないからという文科省の判断ではないの。

畠山教育施設課長

国の負担としております、基準となります、子供さんがふえて教室が足りないという部分の責任において国が負担をいただくという部分には該当しないというふうに考えております。

日置記平委員

それでわかりました。

ただ、これから防災の件、去年の3.11の件を考えると、これから費用は確かに負担がかかるけれども、学校は避難地域の指定ということもあるし、かなり面積的に広いとい

うこともあるし、地域の避難場所としてそれはどれだけプラスされるかわかりませんが、免震構造という一つの設計のプランニングの中にも一遍入れてみて検討する必要があるのではないかと思うんですが、どんなものやろう。

畠山教育施設課長

日置委員おっしゃるとおり、今、学校に求められる機能として、防災面というのは本当に特筆されております。こういった形で、こういった経過でこの場所で中学校をつくることになりました。そういった中で、より地域の方に、たくさん住民の方、お住まいです。その方が安全に避難できるような立派な学校、立派なというか堅実な学校にしていくように、この造成工事を手始めに、設計のほうについても頑張っけて進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

日置記平委員

頑張っけて一遍検討はしてみる必要があると、そういうふうに理解していいの。

畠山教育施設課長

免震構造に限らず、今の学校施設につきましては、通常の建物の1.25倍の強度を持って設計しております。当然ながらここが避難場所になりますので、市のそういった避難施設の基準に従いましてその強度を求めていくと。

免震構造にするかどうかについては、やはりコストとの兼ね合いもございますので、私の知っている範囲では、例えば、病院とか庁舎のように、先ほど申し上げました普通の建物について1.5倍を超えるような性能を持たすときは免震構造となりますけれども、この場合におきましても免震構造で行うのが有利なのか、今行っています普通のというか、耐震構造で行うのが有利なのかという部分につきましても、建築設計の段階、当然ながら、基本設計の中で十分に精査してまいりたいというふうに考えております。

日置記平委員

安全管理と、こういう箱物については過去どういうふうな安全に努めたかわかりませんが、ただ、橋梁ですね。ああいうものは120%の安全というのは、これは常識なんやわね。今、125と言ったけど、これは常識なんですよ、そんなもの。だから、全国的に公共建物、

学校の場合もそんなふうに見ていると思いますよ。それでも西についてはそういう結果が出ているんだから、125ではあかんのじゃないかな、150ぐらいじゃないと。そんなところもしっかりとした視野に入れて検討してください。

小川政人委員

さっき分離は補助が認められやんと言ったけど、朝明中学校は建ってから何年になるのかわからないけど、移転、改築やと補助は認められるのか、その辺はどうなんですか。

畠山教育施設課長

こういった耐震対策が行われる前まで、10年ぐらいから耐震対策を行っているわけなんですけれども、以前は建物を建てる時の理由として、危険度校舎ということで、大変老朽化していると。構造的にも危ない。だから、建てかえますのでお金をくださいということで補助申請をしました。

文科省の考え方として、こういった中で耐震対策がすべて終わってきたということで、構造的には安全が確保されているということから、危険度校舎というのは原則的に耐震対策を行った校舎ではありませんよというのが大原則になっておりますので、そういった中で、先ほど申し上げましたそういった建物については大規模改修としては認めますので、皆さん、大規模改修をしてくださいというのが文科省の考え方です。やはり少子化が進んでいるというのはどこの部分でもそれぞれ想定の中にある中で、長寿命化を行ってこういった統廃合を進めていく中で、本当に建てかえなければならない建物がより選択されてくるということを待っているのかな、私はそういうふうに考えております。

小川政人委員

いろいろ説明してくれたけど、そうじゃなくて、もし移転、改築やったら助成が出るのか出やんのか簡単に、イエス、ノーだけで言ってくれたら。

畠山教育施設課長

移転、改築という理由では補助金は出ません。

樋口博己委員長

他にご質疑ございますか。

(なし)

樋口博己委員長

よろしいですか。

そうしましたら、この件につきましては、附帯決議、予算全体会についておりますので、当分科会においてこのようなご意見が、質疑をさせていただいたという報告をもって全体会に上げていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、1時間たちましたので、ここで50分まで休憩……。

よろしいですか。

中森愼二委員

何時までやるの。5時まで。

日置記平委員

9時でも10時でもええぞ。

樋口博己委員長

どうさせてもらいましょう。

自己実現支援事業についてですけれども、どうさせていただきますでしょう。

小川政人委員

日程があるの、まだ。

樋口博己委員長

いや、この自己実現支援事業に関してはきょう中にご意見、質疑をいただきたいと思っております。

小川政人委員

休憩なしでやろう。

樋口博己委員長

そうしましたら、理事者の入れかえを速やかにいただきまして、引き続き自己実現支援事業について議題としたいと思います。

傍聴者の皆様、長くお待たせしまして、お疲れさまでした。

資料は、昨日の朝にお手元に、机に置いていただいていた予算常任委員会教育民生分科会資料、自己実現支援事業についてということでもありますので、よろしくお願ひします。それでは、説明を求めますけれども、この件に関しましては陳情文書が各メールボックスに入っているかと思ひますので、ご承知をいただきたいと思ひます。それでは、説明をお願ひしたいと思ひます。

伊藤人権・同和教育課長

失礼します。人権・同和教育課の伊藤でございます。

それでは、先ほど紹介いただきました予算常任委員会の教育民生分科会資料、この資料をもとに説明をさせていただきます。

この事業につきましては、平成23年度の同和行政推進審議会で関係4地区の子供たちの低学力傾向が依然として残っておりまして、とりわけ中学生レベルで課題がある。この課題を解決していく施策の必要性が指摘されました。また、若年層の早期離職、ニート、引きこもりの対応も課題となっています。この課題は全市的に見られるものなんですけれども、まずは、集中して見られるこの地区を中心に課題の解決に取り組み、子供たちの自立、自己実現を支援しようというものです。

1ページに事業の個別調書、その内容を書いてあります。

それから、右側のページ、2ページにも自己実現支援事業に至る経緯をまとめてあります。これは3月にお出ししました資料と同じものですので、説明は今回省略をさせて、次に進めさせていただきます。

そして、3ページに、2月定例会議会予算常任委員会全体会にて附帯決議を附されております。その内容は、当事業の執行に当たっては、従来の学校が担ってきた役割の整理と地元関係者との協議を十分に行うことということでした。

これに至る経緯につきまして、4ページ、5ページに全体会の委員長報告をもとに指摘事項と、右側に教育委員会の考え方をまとめさせていただいております。この内容につき

ましては、後の説明でも重なってくるところがありますので、一つ一つは説明いたしません。またごらんください。

それでは、6ページのほうに行きます。

従来の学校が担ってきた役割の整理についてです。

学校の基本的な役割につきましては、一つに、子供の自立、自己実現の基礎となる学力の保障に向けて、授業を初めとした教育活動を充実させること。そして、二つ目に、家庭での学習がしっかりできるよう、地域、保護者と連携を図りながら協働した取り組みを行うこと。そして、児童集会所があるこういった校区につきましては、集会所の活動が学力定着、向上につながるよう協力、支援することと、こういったことの基本的な考え方を示しました。法切れ前のように学校がこの集会所におきまして中心となって行うものではありませんけれども、この活動に協力、支援をすることも役割であると考えております。

実際の学校での取り組みにつきましては、2の 、そして、集会所の取り組みへの協力、支援については に示してあります。

こういうふうな活動を行いながらその役割を担って、子供たちの学力、進路保障に向かっていくということでございます。

しかしながら、さきにも申しましたように、4地区の子供たちに低学力傾向の課題が依然として残っていると。学校教育の一層の充実はもちろん進めなければなりません。しかし、貧困など、厳しい家庭状況のために家庭教育が十分行える環境が整っておらず、学ぶ意欲の低さ、基礎学力や学習習慣が定着しないということから低学力につながっているといった課題について、本事業は、その改善に向けて取り組みを進めようというものです。

6番、7ページにあります地元関係者との協議についてでございますが、この事業の内容や進め方について、地元関係者との協議については、保々地区が7ページ、そして、8、9と、8ページに常磐地区、日永地区を示してありますが、この3地区につきましては既に協議会が立ち上がりまして、具体的に進められていたり、内容を検討して準備を進めていたり、そういったことをやっているところです。神前地区におきましては、保護者会やプラザの運営委員会で集会所活動への意見を聞かせていただくとともに、10ページにありますように、自治会や保護者、関係小中学校との協議や意見交換、聞き取りなどを行ってきました。事業を進めるにおいて目的と方向性を明確にして進めること、子供の置かれている状況をしっかりとらえて学習会を継続してほしい、事業を進めるに当たっては、関係者が集まり、協議しながら進めることが大切であると、こういったような意見。それから、

子供たちの課題を見る中で、厳しい状況から学習会を実施してほしい旨の要望が複数寄せられたり、また、学習会実施について、自治会におきまして総会で決議されていると、こういったようなことも聞かせていただいております。

こういったような状況の中で、学習会の必要性、そして、協議会で進めていくこと、立ち上げて進めていくことについては、共通した意見であるというふうにとらえております。現在、協議会立ち上げに向けて調整をしているところでございます。

この事業の進めの方向性を のように考えています。ポイントとしましては、教育上、配慮を必要とする地域及び周辺地域におけるこの課題解決のために、基礎学力定着や学習習慣の形成というものに集中してこれを進めていくということ。それから、やった成果と課題を検証して、さらにこの取り組みの拡大に向けて検討をしていくと。それから、この事業の趣旨といったものを地域保護者、学校が共通理解して、そして、より有効に進めていけるよう、協議しながら進めるというふうなことでございます。

神前地区以外の3地区につきましては、協議会で本年度の活動についてもう既にいろいろなものを、取り組みであったり準備などを進めているところでございます。神前地区につきましては、協議会が立ち上がりましたら執行したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、11ページに参考として、四日市市における今後の隣保館のあり方についての集会所関係の記述をつけてあります。また、これと同様の内容が今後の同和行政のあり方の答申にも記されておまして、本事業はこのような答申に基づいたものというふうに考えております。

簡単でございますが、説明は以上でございます。

樋口博己委員長

ありがとうございました。

それでは、自己実現支援事業につきまして、委員の皆様から質疑をお願いしたいと思います。

中森慎二委員

この間、メールボックスに入れていただいた寺方第2区自治会からの陳情書というのがこれに関連したものだと思うんですが、この陳情書から見れば、地域としては早くこの自

己実現支援事業をやってほしいと、こういうことが地域の総意なんだというふうにこれは読み取れると思うんですが、そういう理解で理事者側はいいんですかね。

伊藤人権・同和教育課長

自治会としてこういうふうにまとめていただいているといたしますか、声を聞いて、そういうふうな気持ちを示していただいているんだと思っております。

中森愼二委員

ただ、逆に、議会のほうで附帯でこの自己実現支援事業がとまっていること自体に対して地区としては不満を持っていると。だから、早くそういうのは解除して実現してほしいというのがこの陳情書の趣旨であるし、教育委員会もそういう意見が出てきているということですか、地域からも。

伊藤人権・同和教育課長

そうでございます。

中森愼二委員

わかりました。

樋口博己委員長

他に。

小川政人委員

余り深く、ようわからんのやけど、教育委員会の考え方って5ページにありますやんか。これがこの前の、2月議会の、議会を受けて、考え方が今までのやり方より少し変わるといことなんやわな。それを肅々と実行すれば何ら問題はない、この考え方どおりやっしていけば問題はないということの考え方でいいのかな。このやり方ではあかんと言われて陳情書が出てきたのか、その辺はどうなんですかね。

伊藤人権・同和教育課長

今おっしゃいましたように、この考え方を基本にして進めていけばいいというふうに私たちのほうは考えております。

小川政人委員

はい。

樋口博己委員長

他の委員の皆様。

豊田政典委員

説明にも最後にありましたけど、神前以外は子ども人権文化育成協議会というのがあって、もしくはつくって、そこが運営主体になるんですかね。ところが、そこに説明をして理解を求めていると。神前地区にはそれができていないので、附帯でいうところの、地元関係者との協議を十分に行うことというのはまだ途中ですよという、そんな理解でええんですか。

伊藤人権・同和教育課長

いろんな場、例えば、自治会の方であるとか保護者の方であるとか話はしてきておりますけれども、さらに協議をとということになりますと、協議会でということだというふうに思っております。

豊田政典委員

神前地区以外は今言った長い名前の協議会が運営主体になって、地元が運営主体でやっていく。神前はそれがまだできていないよということだね。

中森慎二委員

この自己実現支援事業は、神前地区が先行で取り組んでということでしょう。それを4地区に展開をしていきたいというのが24年度に予算化された事実じゃないの。そういうことでいいんでしょう。

伊藤人権・同和教育課長

この自己実現と、いわゆる学力の面ですね。特に就労につながるような、自己実現につながるようなこの事業につきましては、昨年度されたことを一つもとにして、24年度は確かにこの事業を起こしました。ですので、そういうふうな位置づけというふうに考えております。

中森愼二委員

だから、先行的に神前地区で取り組まれたものを水平展開しましょうという考え方なんでしょう、これは。そうじゃないの。

伊藤人権・同和教育課長

この視点を今までの子ども人権文化育成協議会というものがやっている事業に強化してというか、加えて行っていこうというものです。

小川政人委員

それで、先行して、神前でやってあって、そこで変えなあかんと言われたのは、やっぱり特定の地域に限ってあったという部分があるんですよね。だから、それは特定の地域だけではなく、周辺に広げよという、それが担保してほしいということで附帯決議かそういうのにならなくなっていったんやろうと思うんだけど、そこはクリアをしてきちっとやらしてもらえれば何ら異論はないもんで、その辺をやはり地元と協議をしてきちっと、過去の特定のという部分を除いて地域に広げてやっていってもらえればいい。同じ小学校の人でも行けなかったという部分もあったわけですから、その辺はきちっと、やり方を変えてもらってということやわな。

伊藤人権・同和教育課長

今、ご意見いただきましたように、いわゆるこの課題というものが、この特定の地域というのは確かに集まってはありますけれども、全市的にあると。そういうことを受けて、やはりここのやったことを生かしながら、小学校区であったりほかの市内のこういう課題がある地区であったりといったことも考えていくべきであろうということで、どんなふうな形で広げるかというのは今後検討していかなきゃならないんですが、そういう発想でこ

れはやっていくものであるというふうに考えております。

小川政人委員

それでいいんやけど、ただ、神前小学校の中でも行ける人、行けない人があったということに対する反対意見があったというふうに思っておるもんで、それは区内でも自由に行けるような、みんなが行けるような制度にしてほしいということやな。そういうのを協議会でつくってやっていってほしい。

伊藤人権・同和教育課長

そのような形で進めたいというふうに思っております。

樋口博己委員長

よろしいですか。

中森慎二委員

もう一つ、済みません。

要は、2月定例月議会につけられた附帯について、きょう説明をいただいた内容のもので地元も含めてクリアしていると、そういう理解をすればいいということですね。

伊藤人権・同和教育課長

確かに途中の部分はあるんですけども、その方向で進めているというふうに考えております。

中森慎二委員

わかりました。

樋口博己委員長

よろしいですか。

そうしましたら、今出されたご意見をまとめさせていただいて全体会で報告をさせていただきますながら、附帯決議に対する審議は全体会で行っていただくということで。

日置記平委員

細かいところですが、文字のところ、7ページから各地区ごとの括弧書きの、角っこにアールがついた括弧書き、協議会での主な意見というのがありますね。この協議会というのは、6の地元関係者との協議について、協議の場と書いてあるが、この協議の場での保々地区の協議会での主な意見というのはそういうことですか。この委員会の協議会とは違うんですね。保々地区でまとめた課題ね。

伊藤人権・同和教育課長

そうでございます。

日置記平委員

その中で、この協議会じゃなくて会議の意見というのがある。これは同じことなんやけど、神前地区は会議での主な意見とありますが、これも似たりよったりなんやろうね、協議会とか会議とかというのは。ここだけちょっと会議と書いてある。それはそんなことだろうと思いますが、具体的には、これは課長は認識してみえるんですかね。例えば、保々地区の主な意見、常磐地区の主な意見、神前地区の主な意見の中で、例えば、保々地区は指導者は青年会を中心としていると、この青年とは何を語ってみえるのかなと。それから、常磐地区はセミナー形式やイベント的な取り組みから出発して、このセミナーというのは課長のほうがくんであげるのか、この地域でセミナーを開くという意味なのか。それから、神前地区では、就労を考えると資格や免許と書いてあるんや。これは社会人向けの表現なんやろうか。子供とすればどんなことなんやろうかと、そんなことをちらちらと思ったので、受けとめてみえるところでいいですから、ちょっと教えてちょうだい。

伊藤人権・同和教育課長

まず、保々地区の青年会ということなんですけれども、ここは指導者が青年会が中心に企画といたしますか、回しておりまして、いわゆる教師も加わったりするんですけれども、子供たちに家から持ってきた学習の材料、やっているところにアドバイスをしたりするの、これは青年会という組織が中心でやっている、こういう状況なんです。ですので、こういう青年会というのが出てきております。そういうふうな中でのつながりというもの

を大事にしているというところです。

それから、常磐地区のセミナー形式といいますのは、ここも自分たちで企画をしていこうという発想でして、常時見ていくというよりは、何かテーマを決めてやっていくとかそういうことで、子供たちの学習意欲を高めるような一つの、イベントというのが出ておりますけど、そういうふうな企画をしていけないかというふうな発想を今のところして、計画を考えたいというふうに聞いております。

それから、神前地区の資格や免許をとる力が必要であるといいますのは、これにつながるような力。確かに進学に必要な、受験に必要な力も確かにそうなんだけれども、やはりこういったところにつながって就労、自分の生活がきちっと安定してやっていける、そういったことにこだわるといいますか、そういうことを大事にした力も考えていかないかためではないかというふうな考えを聞かせていただいたというふうに思っております。

日置記平委員

ということになると、どっちかといえば専門性を必要とする知識が必要なんですが、これは全部地域で拾い出して人材をしているんですか、それともあなたのほうで相談されて紹介しているんですか。

伊藤人権・同和教育課長

基本的には地域のほうでやっていただいておりますけれども、やはりうちのほうがそれなりの資格がある方とか、そういう人材的なものをバンクといいますか、いわゆるライセンスを持っている人たちをある程度持っていて紹介できたりとか、派遣といいますか、そういうふうな形にしていけたらなというふうに思っています。まだこういう形が確立されておるわけではないんですが、そういうふうなこともやはり専門的な、子供に教えるということがありますので、そういう視点も大事であろうというふうに思っております。

日置記平委員

例えば、保々地区の青年会を中心としてと書いてありますが、そうすると、その青年会は、今、もうそれぞれの地区に青年会というのがなくなってしまって、昔が懐かしいんですけど、ここでこういうふうな指導をすると、この青年会の人たちは年間の報告書とかそんなものはつくってみえるんですかね、それぞれに。例えば、それぞれの地域のセミナー

を開いたら、いつにこんなセミナーをした、何人参加したんや、どんな意見が出たという報告書的なものはつくってみえるんでしょうかね。これからですかね。

伊藤人権・同和教育課長

報告書というものができているというわけではないんですが、今、ちょうど人権プラザ、ここは小牧になりますけれども、ここにいるプラザの指導主事でありますとか進路コーディネーター、これは校長OBですけれども、そういう人がかわりながら青年会にアドバイスをして、そして、大学生、高校生あたりがこんなふうに指導していく必要があるなという、自分たちの勉強にもしているところもあります。そういうふうなところでこの青年会が集まってどういうふうにしていったらいいかというのは相談をするということで、それが次の世代、次の世代に送られるような形でこの場合は運営されているというふうに思っております。

日置記平委員

なるほどね。ありがとうございます。

樋口博己委員長

じゃ、他に質疑はよろしいですか。

山口智也委員

1点だけ。

意見だけなんですけれども、先ほどご説明の中で、今回4地区に広げるわけですけれども、今後は課題のある地域に広げていくというご説明があったと思うんですけれども、私も基礎学力というのは、第一義的には学校教育がしっかり担っていくべきであるというふうに思っておりますけれども、先ほどご説明にもあったように、今は経済格差なんかがあって家庭教育もままならんというところもふえてきている中で、やっぱり将来的にはしっかり、特定の地域に限らず、全市的にこういった事業をしっかり広げていただきたいなというふうに、大きな教育の観点でとらえていただければなというふうに思います。

以上です。

葛西教育監

今、ご指摘いただいたことなんですけれども、やっぱり学校は学校で、授業でしっかりやると。それから、家庭のほうにも、やっぱり家庭で学習習慣をつけるために学校からもしっかり手を伸ばして、必要な部分については個々の教師が入っていくと、こういうふうなことを今後今以上にやっていかないとと思っています。

また、全市的なことにつきましては、先日も教育長、答弁させていただきましたように、いろんな切り口がございます。そういうふうなことについては、やっぱりこれは課題と受けとめまして、教育課題と受けとめまして、しっかり研究のほうをしていきたいと思っております。

樋口博己委員長

よろしいですか。

(なし)

樋口博己委員長

それでは、自己実現支援事業につきましてはこの程度で質疑を終結させていただきたいと思えます。

皆様から今日出されました意見を委員長報告として予算全体会に申し送りしながら、全体会でご審議いただきたいと思いますと思っております。

それでは、これで本日の教育委員会の審査を終了させていただきたいと思えます。

委員の皆様におきましては、この後の引き続きの協議会、東橋北・西橋北小学校の統合について、また、四日市少年自然の家について、この協議会事項、2項目ございますので、途中でお伝えしましたが、6月26日の予算全体会の予備日の中でご審議をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

25日の予算の全体会がもし早く終わるようでしたら終了後させていただきまして、例えば、25日が夕方5時、6時まで目いっぱいされましたら、26日、朝10時からということでご了承いただけますでしょうか。

(異議なし)

樋口博己委員長

それと、もう一点だけ。7月3日金曜日、18時30分から6月定例会議報告会及びシティ・ミーティングがありますので、総合会館、隣ですね。7階第1研修室となっておりますので、これは18時集合でお願いしたいと思います。また詳細におきましては改めて協議会の終了後にご相談させていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

本日は、長時間遅くまでありがとうございました。

17:00閉議